

生命共済事業規約

生命共済事業細則

2022年9月

全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合

目 次

生命共済事業規約

第1編 本 則

第1章 総 則

第1節 総 則

第1条 (通 則)	1
第2条 (定 義)	1
第3条 (事 業)	2

第2章 共済契約に関する事項

第1節 通 則

第4条 (共済期間)	2
------------------	---

第2節 共済契約の範囲

第5条 (共済契約者の範囲)	3
第6条 (被共済者の範囲)	3
第7条 (共済金受取人)	3

第3節 共済契約の締結

第8条 (共済契約内容の提示)	3
第9条 (共済契約の申込み)	4
第10条 (告知義務)	4
第11条 (告知事項)	4
第12条 (共済契約の申込みの撤回等)	5
第13条 (共済契約申込みの諾否)	5
第14条 (共済契約の成立および発効日)	6

第4節 共済契約の更新

第15条	(共済契約の更新)	6
第16条	(更新日における共済金額の増額、または減額)	8

第5節 共済掛金の払込み

第17条	(共済掛金の払込み)	8
第18条	(共済掛金の払込場所)	8
第19条	(共済掛金の口座振替扱および賃金控除扱)	8
第20条	(共済掛金の払込猶予期間)	8

第6節 共済金の請求および共済金の支払い

第21条	(共済金の請求)	9
第22条	(事由発生の際の通知義務)	9
第23条	(共済金等の支払いおよび支払場所)	9
第24条	(共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い)	10

第7節 共済契約の終了

第25条	(詐欺等による共済契約の取消し)	10
第26条	(共済契約の無効)	11
第27条	(共済契約の失効)	11
第28条	(共済契約の解約)	11
第29条	(重大事由による共済契約の解除)	11
第30条	(共済契約の解除)	12
第31条	(被共済者による共済契約の解除請求)	12
第32条	(共済契約の消滅)	13
第33条	(取消しの場合の共済掛金の返戻および共済金等の取扱い)	13
第34条	(解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返戻)	13
第35条	(消滅の場合の未払込共済掛金の精算)	13

第8節 共済契約の変更

第36条	(共済契約による権利義務の承継)	14
第37条	(氏名または住所の変更)	14
第38条	(異動の通知義務)	14
第39条	(共済掛金の返戻または追徴)	14

第3章 共済金額および共済金の支払い

第1節 共済金額

第40条	(共済金額)	14
第41条	(契約口数の最高限度)	15
第42条	(年齢による最高限度口数の制限)	15
第43条	(告知事項による最高限度口数の制限)	15
第44条	(契約口数の増減)	15
第45条	(死亡共済金および障害共済金)	15

第2節 共済金および共済金の支払い

第46条	(共済金を支払わない場合)	15
第47条	(共済金の削減等)	16
第48条	(生死不明の場合の共済金の支払いおよび共済金の返還)	16
第49条	(残存共済金額)	17
第50条	(必要事項の報告)	17

第4章 事業の実施方法

第1節 事業の実施方法

第51条	(業務の委託)	17
------	---------	----

第2節 異議の申立ておよび審査委員会

第52条	(異議の申立ておよび審査委員会)	17
------	------------------	----

第3節 再共済の授受

第53条	(再共済)	18
------	-------	----

第4節 共済掛金および責任準備金等の額の算出方法に関する事項

第54条	(共済掛金の額)	18
第55条	(責任準備金の額)	18
第56条	(解約返戻金等の額)	18
第57条	(未収共済掛金の額)	18

第58条（支払備金および責任準備金の積立て）	18
------------------------	----

第5節 共済契約上の紛争の処理

第59条（管轄裁判所）	18
-------------	----

第6節 規約の変更

第60条（規約の変更）	19
-------------	----

第61条（身体障害等級表の変更）	19
------------------	----

第7節 雑 則

第62条（時 効）	19
-----------	----

第63条（細 則）	19
-----------	----

第64条（定めのない事項の取扱い）	19
-------------------	----

第2編 特 則

第1章 掛金口座振替特則

第65条（掛金口座振替特則の適用）	20
-------------------	----

第66条（掛金口座振替特則の締結）	20
-------------------	----

第67条（共済掛金の払込み）	20
----------------	----

第68条（口座振替不能の場合の扱い）	21
--------------------	----

第69条（指定口座の変更等）	21
----------------	----

第70条（掛金口座振替特則の消滅）	21
-------------------	----

第71条（振替日の変更）	21
--------------	----

附 則	21
-----	----

別紙第1～別紙第4（省略）

算法書別表（省略）

別表第1 身体障害等級表	23
--------------	----

別表第2 不慮の事故分類	27
--------------	----

別表第3 「指定する病気」の種類細目	32
--------------------	----

生命共済事業細則

第1条	(総 則)	58
第2条	(共済掛金の払込方法ごとの掛金額)	58
第3条	(途中契約の発効日)	59
第4条	(途中契約の1口あたりの共済掛金額)	59
第5条	(共済掛金の不足および過納の扱い)	59
第6条	(不足共済掛金未納中の共済対象の扱い)	59
第7条	(共済掛金の払込猶予期間)	59
第8条	(共済掛金の払込猶予期間の特例)	59
第9条	(共済掛金の払込猶予期間の失効)	60
第10条	(各共済金請求の提出書類)	60
第11条	(必要な調査期間を経過したのちに共済金を支払う場合の利息の扱い)	60
第12条	(共済契約の制限)	60
第13条	(資格の特例)	61
第14条	(共済契約申込みの審査)	61
第15条	(共済契約の解約の手続)	61
第16条	(被共済者による解除請求時の取扱い)	61
第17条	(判定委員会の設置)	61
第18条	(業務の委託)	61
第19条	(細則の変更)	62
第20条	(改 廃)	62
附 則		62

生命共済事業規約

第1編 本 則

第1章 総 則

第1節 総 則

(通 則)

第1条 全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合（以下「この組合」という。）は、この組合の定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところにより、この組合の定款第69条（事業の品目等）第4号に掲げる事業を実施する。

(定 義)

第2条 この規約において、つぎの各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号のとおりとする。

- (1) 「共済契約者」とは、この組合と共済契約を結び、契約上の権利と義務を有する者をいう。
- (2) 「被共済者」とは、共済の対象として、その生死等が共済事故とされる者をいう。
- (3) 「共済金受取人」とは、共済事故が発生した場合に、この組合に共済金を請求し、共済金を受け取ることができる者をいう。また、「共済金受取人」のうち、被共済者の死亡を原因として支払う共済金の受取人を「死亡共済金受取人」という。
- (4) 「共済契約証書」とは、共済契約の成立および内容を証するため、共済契約の内容を記載し、共済契約者に交付するものをいう。
- (5) 「共済事由」とは、共済金等が支払われる事由をいう。
- (6) 「共済契約の種類」とは、共済契約者を被共済者とする「本人契約」、共済契約者の配偶者を被共済者とする「配偶者契約」をいう。
- (7) 「共済契約の発効日」とは、申し込まれた共済契約の保障が開始される日をいい、「共済契約の更新日」とは、共済契約の共済期間が満了したときに従来契約に代えて、新たな共済契約の保障が開始される日をいう。また、「発効応当日」とは、共済契約の発効日または更新日に対応する日をいい、「払込方法別応当日」とは、共済掛金の払込方法に応じた1年ごと、半年ごとまたは1ヵ月ごとの共済契約の発効日または更新日に対応する日をいう。
- (8) 「死亡」とは病死（自然死を含む）およびその他の原因による死亡をいう。また「不慮の事故」とは、別表第2「不慮の事故分類」に規定しているものをいう。
- (9) 「障害」とは、別表第1「身体障害等級表」に規定する身体障害の状態をいう。なお、「身体障害」の等級の認定は、1級および2級は国民年金法施行令（昭和37年政令第184号）に定める1級および2級程度の状態とし、3級および4級は厚生年金保険法施行令（昭和29年政令第110号）に定める3級および4級程度の状態をいう。

(10)「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」とは、つぎの算出方法書を総称したものをいう。

ア 別紙第1「共済掛金額算出方法書」

イ 別紙第2「責任準備金額算出方法書」

ウ 別紙第3「解約返戻金額等算出方法書」

エ 別紙第4「未収共済掛金額算出方法書」

(11)「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であって、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）第53条（電磁的方法）第1項第1号にもとづくものをいう。

(12)「細則」とは、この事業の実施のための手続その他、事業の執行について必要な事項を定めたもので、この組合の理事会の議決によるものをいう。

(13)「契約概要」とは、共済契約の内容となるべき重要な事項（以下「重要事項」という。）のうち共済契約の申込みをしようとする者（以下「共済契約申込者」という。）が共済契約の内容を理解するために必要な事項をいう。

(14)「注意喚起情報」とは、重要事項のうち共済契約申込者に対して注意喚起すべき事項をいう。

(15)「生計を一にする」とは、日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいう。ただし、同居であることを要しない。

(16)「共済契約関係者」とは、共済契約者およびその者と生計を一にする親族をいう。

（事業）

第3条 この組合は、共済契約者から共済掛金の支払いを受け、被共済者が死亡または障害となった場合に共済金を支払う事業を行う。

第2章 共済契約に関する事項

第1節 通 則

（共済期間）

第4条 共済契約の共済期間は、第14条（共済契約の成立および発効日）に規定する共済契約の発効日または第15条（共済契約の更新）に規定する更新日から1年とする。ただし、この組合が特に必要と認めた場合には、共済期間を1年未満とすることができる。

2 前項ただし書きにおける共済契約の満了日は、第14条（共済契約の成立および発効日）第1項第1号に規定する統一開始日の前日までとする。

第2節 共済契約の範囲

(共済契約者の範囲)

第5条 この組合は、組合員以外の者と共済契約を締結しないものとする。

(被共済者の範囲)

第6条 被共済者となることのできる者は、共済契約の種類により第14条（共済契約の成立および発効日）または、第15条（共済契約の更新）に規定する更新日において次の各号に該当する者とする。

- (1) 本人契約においては、80歳未満の共済契約者。
- (2) 配偶者契約においては、80歳未満の共済契約者の配偶者。（被共済者の範囲）

(共済金受取人)

第7条 共済金の受取人は、つぎの各号に掲げるものとする。ただし、第5号から第7号の場合は、現に共済契約者の扶養を受けている者とする。

- (1) 共済契約者
 - (2) 共済契約者の配偶者
 - (3) 共済契約者の子
 - (4) 共済契約者の父母
 - (5) 共済契約者の孫
 - (6) 共済契約者の祖父母
 - (7) 共済契約者の兄弟姉妹
- 2 共済金受取人の順位は、前項各号の順位による。
- 3 前項の場合において、同順位の共済金受取人が2人以上ある場合は、代表者1人を定めなければならない。この場合において、その代表者は、他の共済金受取人を代表する。
- 4 前項の代表者が定まらないときは、または代表者の所在が不明であるときは、この組合が共済金受取人の1人に対してなした行為は、他の共済金受取人に対しても効力を生ずる。
- 5 第1項および第2項の規定にかかわらず、共済契約者は遺言による共済金受取人の変更ができる。遺言による共済金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、この組合が共済金の支払いを行う前までに、共済契約者の相続人がその旨をこの組合に通知しなければならない。遺言書は被共済者の同意が得られたものとし法律上有効なものとする。
- 6 遺言書にもとづき、この組合が共済金受取人の変更を承諾した場合には、共済金を指定された共済金受取人に支払うが、遺言書がこの組合に到達する前に第1項および第2項の規定にもとづき、共済金を共済金受取人に支払っていたときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、この組合は共済金を支払わない。

第3節 共済契約の締結

(共済契約内容の提示)

第8条 この組合は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者に対し、契約概要および注意喚起情報を提示し、この規約（「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」なら

びにこれらにかかる条項を除く。) および細則 (以下、この条において「規約および細則」という。) により契約する。

- 2 この組合は、共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約者に規約および細則を書面にて交付またはこれを記録した電磁的記録を提供する。

(共済契約の申込み)

第9条 共済契約申込者は、共済契約申込書につき各号の事項を記載し、被共済者になる者の同意を得て、署名押印のうえこの組合に提出しなければならない。

- (1) 共済契約の種類
- (2) 契約口数および払込金額
- (3) 共済契約者の氏名、生年月日および住所
- (4) 被共済者の氏名、性別、生年月日および共済契約者との続柄
- (5) 被共済者について告知事項に対する回答
- (6) 共済掛金の払込方法および払込場所
- (7) 申込日
- (8) その他この組合が必要と認めた事項

(告知義務)

第10条 共済契約者または被共済者は、この組合が書面で告知を求めた事項について、その書面により告知することを要するものとする。

- 2 告知事項は、次条(告知事項)で定めるものとし、共済契約の申込日において告知事項に該当する者は、被共済者となることができないものとする。
- 3 共済契約申込者または被共済者となる者は告知事項について、事実を正確に告げなければならない。

(告知事項)

第11条 前条(告知義務)に定める「告知事項」は、次の各号の事項とする。

- (1) 共済契約の発効日より過去3年間に、次の疾病(以下「指定する病気」という。)にかかった者、あるいはかかっている者。「指定する病気」の種類は別表第3「指定する病気」の種類に定める。
 - イ 新生物(白血病を含む)
 - ロ 糖尿病
 - ハ 心疾患(高血圧症については医師の指示により薬を常用している者)
 - ニ 脳血管疾患
 - ホ 胃かいよう、十二指腸かいよう
 - ヘ 肝臓病
 - ト 腎炎(人工腎臓透析者を含む)、ネフローゼ
 - チ 精神障害(アルコール中毒、薬物中毒を含む)
 - リ その他、この組合の指定するもの
- (2) 共済契約申込時以降共済契約の発効日までに、前号の指定する病気を除く傷病(第3号から第5号まで以下同じ。)により入院あるいは休業中の者。

ただし、職をもたない配偶者の場合は、家事労働に従事不能をもって休業とみなす(以下同じ。)

(3) 共済契約の発効日より過去1年間に、傷病により通算して30日以上入院あるいは休業した者。

(4) 共済契約の発効日より過去1年間に、傷病により入院あるいは休業が通算して5日以上30日未満の者。

(5) 共済契約申込時に、傷病により医師にかかっている者および共済契約申込時以降共済契約の発効日まで、傷病により医師にかかった者。

2 前項第4号、第5号に該当する場合、原則として契約できないが、軽度の症状であるとして病名の告知をし、この組合が認めた場合は契約することができる。

ただし、この場合は共済契約の発効日より1年以内に、告知の病名と因果関係のある病気が原因で共済事由が発生したときは、第46条(共済金を支払わない場合)第1項第6号を適用し、1年をこえ2年以内に、告知の病名と因果関係のある病気が原因で共済事由が発生したときは、第47条(共済金の削減等)第1項第4号の規定を適用する。

(共済契約の申込みの撤回等)

第12条 共済契約申込者または共済契約者(以下「共済契約者等」という。)は、前条の規定によりすでに申込みをした共済契約について、申込みの日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申込みの撤回または解除(以下「申込みの撤回等」という。)をすることができる。この場合には、当該申込みのすべてについて申込みの撤回等を行わなければならない。

2 前項の規定により共済契約の申込みの撤回等をする場合において、共済契約者等は、書面につきの各号の内容および申込みの撤回等をする旨を明記し、かつ、署名押印のうえ、この組合に提出しなければならない。

(1) 共済契約の種類

(2) 申込日

(3) 共済契約者等の氏名および住所

3 第1項および第2項の規定により共済契約の申込みの撤回等がされた場合には、当該共済契約は成立しなかったものとし、すでに初回掛金が払い込まれているときには、この組合は、共済契約者等に初回掛金を返還する。

(共済契約申込みの諾否)

第13条 この組合は、第9条(共済契約の申込み)の申込みがあったときは、同条の規定により提出された共済契約申込書の内容を審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知する。

2 この組合が共済契約の申込みを承諾したときの通知は、30日以内に共済契約証書の交付をもって行う。

3 前項に規定する共済契約証書には、つぎの各号に規定する事項を記載するものとする。

(1) 共済契約の種類

(2) 共済契約者の氏名および生年月日

- (3) 被共済者の氏名、性別、生年月日および共済契約者との続柄
- (4) 契約共済金額および口数
- (5) 発効日
- (6) 満了日
- (7) 共済掛金額および共済掛金の払込方法
- (8) 組合員番号
- (9) 共済契約証書作成年月日

(共済契約の成立および発効日)

第14条 この組合が共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約はその申込みの日に成立したものとみなし、かつ、この組合は、つぎの各号の午前零時から共済契約上の責任を負い、保障を開始する。

- (1) 共済期間を1年とする契約の場合で、この組合が定める統一契約期間の開始日（7月1日午前零時より契約を開始する日、以下、統一開始日という。）の前日までに初回掛金を受け取ったときは、統一開始日とする。
 - (2) 規約第4条(共済期間)第1項に定める共済期間を1年未満(以下、途中契約という。)の場合は、共済契約者等は初回掛金を途中契約の開始日の前日または、この組合が定められた日までに、この組合に払い込まなければならない。
- 2 前項第1号の「統一開始日」、および第2号「途中契約の開始日」をそれぞれ共済契約の発効日とする。
 - 3 この組合は、第1項および第2項の規定による場合には、初回掛金を共済契約の発効日において第1回共済掛金に充当する。
 - 4 この組合は、共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていないときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に返還する。

第4節 共済契約の更新

(共済契約の更新)

第15条 この組合は、共済期間が満了する共済契約について、満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない意思の表示または変更の申し出がされない場合には、満了する共済契約と同一内容で、共済期間の満了日の翌日（以下「更新日」という。）に更新する。

ただし、満了日までに共済契約者から変更等の申し出があった場合は、この限りではないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第1号に該当する場合には、共済契約の更新はできず、第2号から第5号までのいずれかに該当する場合には、この組合は共済契約の更新を拒むことができる。
 - (1) 被共済者が更新日において第6条(被共済者の範囲)に規定する被共済者の範囲外であったとき。
 - (2) この共済契約にもとづく共済金の請求および受領等に際し、共済金受取人が詐欺行

為を行い、または行おうとしたとき。

- (3) 共済契約者または死亡共済金受取人が、この組合に、共済金を支払わせることを目的として、故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとしたとき。
 - (4) 共済契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、この組合に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事由を発生させ、または発生させようとしたとき。
 - (5) 第2号から第4号までのいずれかに該当するほか、この組合の共済契約代表者、共済契約者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき。
- 3 共済契約者が退職し、引き続き共済契約を更新する場合で、継続して5年間の共済契約実績がない場合は、共済契約の更新はできない。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、この組合は規約、細則の改正があったときは更新日における改正後の規約または細則による内容の変更を行い共済契約を自動更新する。
 - 5 共済契約者が、変更の申し出をする場合には、この組合所定の書類につきの事項を記載し、署名押印のうえ、共済契約が満了する日までにこの組合に提出しなければならない。
 - (1) 共済契約の種類
 - (2) 契約共済金額および口数
 - (3) 共済契約者の氏名、生年月日および住所
 - (4) 被共済者の氏名、性別、生年月日および共済契約者との続柄
 - (5) 共済掛金の払込方法および払込場所
 - (6) その他この組合が必要と認めた事項
 - 6 第4項の場合にあっては、共済契約者は告知事項について、事実を正確に告げなければならない。
 - 7 この組合は、第4項の申し出を承諾した場合には、その内容で更新し、承諾しない場合には、変更の申し出はなかったものとみなす。
 - 8 第1項から第6項までの規定にもとづきこの組合が承諾した共済契約を、以下「更新契約」という。
 - 9 更新契約の初回掛金は、共済契約の更新日の前日までに払い込まなければならない。
 - 10 前項の規定にかかわらず、第19条（共済掛金の口座振替扱および貸金控除扱）に規定する口座振替特則を付帯した場合および貸金控除扱の場合は、更新契約の初回掛金の払込猶予期間は、共済契約の更新日から2ヵ月間とすることができる。
 - 11 第9項および第10項に規定する更新契約の初回掛金の払込猶予期間は、地震、津波、噴火その他これらに類する天災によりその払込みが一時困難であると認められる場合には、延長することができる。
 - 12 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、共済契約は更新されなかったものとする。
 - (1) 満了する共済契約に未払込共済掛金があったとき。
 - (2) 第10項および第11項まで規定する払込猶予期間内に、初回掛金の払込みがなかったとき。

13 この組合は、第1項から第12項までの規定にもとづき共済契約の更新が行われた場合には、その旨を共済契約者に通知する。ただし、第3項にもとづき更新ができない場合および第7項にもとづきこの組合が共済契約の変更を承諾しない場合には、満了する共済契約の満了日までに共済契約者に通知する。

(更新日における共済金額の増額、または減額)

第16条 共済契約の更新日においては、共済契約者は、第41条(契約口数の最高限度)、第42条(年齢による最高限度口数の制限)、第43条(告知事項による最高限度口数の制限)、第44条(契約口数の増減)に規定する共済金額の範囲内において、この組合の承諾を得て共済金額の増額または減額をすることができる。

2 前項の増額または減額の場合は、第6条(被共済者の範囲)、第14条(共済契約の成立および発効日)、第46条(共済金を支払わない場合)、第26条(共済契約の無効)、第29条(重大事由による共済契約の解除)、および第25条(詐欺等による共済契約の取消し)、第47条(共済金の削減等)の規定を適用するものとする。

第5節 共済掛金の払込み

(共済掛金の払込み)

第17条 共済掛金の払込方法は、月払、半年払または年払とする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条(共済期間)第1項ただし書の規定により、共済期間が1年未満であるときの共済掛金の払込方法については、月払または一括払とする。

3 共済掛金の払込方法が月払または半年払である共済契約の第2回以後の共済掛金は、払込方法ごとの発効日または更新日の各応当日(以下、「払込方法別応当日」という。)の前日(以下、「払込期日」という。)までに払い込まなければならない。

4 前項により払い込むべき共済掛金は、払込方法別応当日からその翌払込方法別応当日の前日までの期間に対応する共済掛金とする。

(共済掛金の払込場所)

第18条 共済契約者は、この組合の事務所またはこの組合の指定する場所に共済掛金を払い込まなければならない。

(共済掛金の口座振替および賃金控除)

第19条 共済契約者は、当該共済契約の共済掛金をこの組合の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込むこと(以下「口座振替」という。)ができる。または賃金控除(労働基準法第24条協定)により払い込むこと(以下「賃金控除」という。)ができる。

(共済掛金の払込猶予期間)

第20条 この組合は、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込期日の翌日から2ヵ月間の払込猶予期間を設ける。

2 前項に規定する第2回以後の共済掛金の払込猶予期間は、地震、津波、噴火その他これらに類する天災によりその払込みが一時困難であると認められる場合には、延長するこ

とができる。

第6節 共済金の請求および支払い

(共済金の請求)

第21条 共済金受取人は、被共済者の共済事由を知ったときは、遅滞なく細則に定める書類を添付して、共済金を請求するものとする。

(事由発生の際の通知義務)

第22条 被共済者について、共済事由が発生したことを知ったときは、共済契約者、被共済者または共済金受取人は、遅滞なく事由発生状況および傷害の程度をこの組合に通知するものとする。

- 2 前項の通知を正当な理由なく遅滞した場合または行わなかった場合には、この組合は、共済契約者、被共済者または共済金受取人に損害賠償の請求をすることができること認められる額を差し引いて、共済金を支払うことができる。

(共済金等の支払いおよび支払場所)

第23条 この組合は、第21条(共済金の請求)の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの組合に到着した日の翌日以後10日以内に、事由発生状況、事由の原因、傷害の内容、共済金が支払われない事由の有無、共済金を算出するための事実、共済契約の効力の有無その他この組合が支払うべき共済金の額を確定するために必要な事項の調査(以下、この条において「必要な調査」という。)を終えて、この組合の指定した場所で共済金を共済金受取人に支払うものとする。ただし、必要な調査のため特に日時を要する場合において、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その旨をこの組合が共済金受取人に通知し、必要な請求書類がすべてこの組合に到着した日の翌日以後、当該各号に掲げる期間内(複数に該当するときは、そのうち最長の期間)に共済金を共済金受取人に支払うものとする。

- (1) 弁護士法その他の法令にもとづく照会が必要なとき

180日

- (2) 警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果について照会を行う必要があるとき

180日

- (3) 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定・審査等の結果について照会を行う必要があるとき

90日

- (4) 後遺障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、後遺障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果について照会を行う必要があるとき

120日

- (5) 災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)が適用された災害の被災地域において調査を行う必要があるとき

60 日

(6) 災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）にもとづき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合にその状況を調査する必要があるとき

360 日

(7) 日本国外で傷病が発生した等の事情により、日本国外において調査を行う必要があるとき

180 日

(8) 第 1 号から第 7 号までに掲げる場合のほか、この組合ならびに共済契約者およびまたは共済金受取人以外の個人または機関に対して客観的事実、科学的知見または専門的見地からの意見もしくは判断を求めるための確認が必要なとき

90 日

2 この組合が必要な調査を行うにあたり、つぎの各号のいずれかに該当することにより、調査が遅延した期間については、前項の期間に算入しないものとし、またその間は共済金を支払わないものとする。

(1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、または、これに応じなかったとき（必要な協力を行わなかった場合を含む。以下、この項において同じ。）

(2) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が事実の確認、医師もしくは歯科医師の診断を妨げ、またはこれに応じなかったとき。

3 この組合は、共済掛金の返還の請求または返戻金および割りもどし金（以下「諸返戻金等」という。）の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの組合に到着した日の翌日以後 30 日以内に、この組合の指定した場所で共済契約者に支払うものとする。

（共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い）

第 24 条 この組合は、第 20 条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する期間中に共済金の支払事由が発生し、共済金の請求を受けた場合において、未払込共済掛金があるときは、共済金から未払込共済掛金の全額を差し引いて支払う（以下「共済金の差額支払い」という。）ことができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、未払込共済掛金の全額が共済金の額をこえているとき、または共済契約者の申し出により共済金の差額支払いを行わないときは、共済契約者は、未払込共済掛金の全額を払いこまなければならない。なお、払込猶予期間中に共済掛金の払込みがなされない場合は、この組合は、共済金を支払わない。

第 7 節 共済契約の終了

（詐欺等による共済契約の取消し）

第 25 条 この組合は、共済契約者、被共済者、共済金受取人の詐欺または強迫によって、共

済契約を締結した場合には、当該共済契約を取り消すことができる。

- 2 前項の規定による取消しは、共済契約者に対する通知によって行う。
- 3 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、共済金受取人または共済契約者の推定相続人（以下「共済金受取人等」という。）に対する通知によって行うことができる。共済金受取人等が2人以上あるときは、この組合が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。

（共済契約の無効）

第26条 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、共済契約は無効とする。

- (1) 被共済者が、共済契約の発効日または契約更新の日すでに死亡していた場合
 - (2) 被共済者が、共済契約の発効日または契約更新の日において、第6条（被共済者の範囲）に定める年齢をこえている場合
 - (3) 被共済者が、共済契約の締結の当時において、第10条（告知義務）第2項に規定する被共済者となることのできない場合
 - (4) 被共済者1人についての共済契約口数が、第41条（契約口数の最高限度）、第42条（年齢による最高限度口数の制限）、第43条（告知事項による最高限度口数の制限）に定める最高限度を超えている場合はその超えている共済契約口数。
- 2 この組合は、前項の場合において、当該共済契約の共済掛金の全部または一部を共済契約者に返還する。
 - 3 この組合は、第1項の規定により共済契約が無効であった場合には、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求することができる。

（共済契約の失効）

第27条 第20条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する払込猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合において、共済契約は、払込期日にさかのぼり効力を失い、かつ、共済契約は消滅する。この場合において、この組合は、その旨を共済契約者に通知する。

- 2 前項の場合において、払込掛金は返還しない。

（共済契約の解約）

第28条 共済契約者は、細則に定める方法により、いつでも将来に向かって共済契約を解約することができる。

- 2 前項の規定による解約は、書面をもって行うものとし、その書面には解約の日を記載する。
- 3 解約の効力は、前項の解約の日、またはその書面がこの組合に到達した日のいずれか遅い日の翌日午前零時から生じる。

（重大事由による共済契約の解除）

第29条 この組合は、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、共済契約を将来に向かって解除することができる。

- (1) この共済契約にもとづく共済金の請求および受領に際し、共済金受取人が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。
- (2) 共済契約関係者が、この組合に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを

目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。

(3) 第1号および第2号に掲げるもののほか、この組合の共済契約関係者に対する信頼を損ない、当該共済契約の継続を困難とする重大な事由があるとき。

2 前項の規定により共済契約を解除した場合においては、その解除が共済事由発生のものになされたときであっても、この組合は、前項各号に規定する事実が発生した時から解除された時まで発生した共済事由にかかる共済金を支払わない。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。

3 第1項の規定による解除は、共済契約者に対する通知によって行う。

4 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、共済金受取人等に対する通知によって行うことができる。

共済金受取人等が2人以上あるときは、この組合が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。

(共済契約の解除)

第30条 この組合は、共済契約者または被共済者が、共済契約締結の当時、故意または重大な過失により告知事項について、事実を告げず、または当該事項について事実でないことを告げたときには、共済契約を将来に向かって解除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、共済契約の発効日において、この組合が前項の事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったときには、共済契約を解除することができない。

3 第1項の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事由発生のものにされたときであっても、この組合は、解除の原因となった事実が発生した時から解除された時まで発生した共済事由にかかる共済金を支払わず、また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。ただし、共済契約者が、当該共済事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを証明した場合は除く。

4 第1項の規定による解除権は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、消滅する。

(1) この組合が解除の原因を知ったときから解除権を1ヵ月間行使しなかったとき。

(2) 共済契約締結時から5年が経過したとき。

5 第1項の規定による解除は、共済契約者に対する通知によって行う。

6 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知ができない場合は、共済金受取人等に対する通知によって行うことができる。共済金受取人等が2人以上あるときは、この組合が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。

(被共済者による共済契約の解除請求)

第31条 被共済者が共済契約者以外の者である場合において、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その被共済者は、共済契約者に対し共済契約（その被共済者にかかる部分に限る。以下、この条ならびに第34条（解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返戻）において同じ。）を解除することを求めることができる。

(1) 共済契約者または共済金受取人に、第29条（重大事由による共済契約の解除）第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する行為があったとき。

- (2) 前号のほか、共済契約者または共済金受取人が、同号の場合と同程度に被共済者のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき。
- (3) 共済契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他の事由により、この共済契約の被共済者になることについて同意した事情に著しい変更があったとき。
- 2 共済契約者は、前項各号のいずれかに該当する場合において、被共済者から同項に規定する解除請求があったときは、この組合に対する通知により、共済契約を解除することができる。
- 3 被共済者は、第1項各号のいずれかに該当する場合で、かつ、共済契約者が解除請求に応じないときは、細則で定める方法により、この組合に対し共済契約を解除することを求めることができる。
- 4 この組合は、前項に規定する解除請求を受け、将来に向かって共済契約を解除することができる。
- 5 前項の規定により共済契約が解除された場合には、この組合は、共済契約者の住所にあてて、その旨を書面により通知するものとする。

(共済契約の消滅)

第32条 共済契約の成立後、つぎの各号のいずれかの事実が発生した場合は、共済契約は当該事実が発生した時において、消滅するものとする。

- (1) 被共済者が死亡したとき
- (2) 被共済者が第2条(定義)第9号に規定する別表1「身体障害等級表」の障害1級もしくは2級に該当したとき
- (3) 第49条(残存共済金額)に規定する残存共済金額が、共済契約の発効日のときにおける共済金額の5分の2未満となったとき

(取消しの場合の共済掛金の返戻および共済金等の取扱い)

第33条 この組合は、第25条(詐欺等による共済契約の取消し)の規定により、共済契約を取り消した場合には共済掛金を返還しない。また、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求する。

(解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返戻)

第34条 この組合は、つぎに該当する場合には、当該共済契約の未経過共済期間(1ヵ月に満たない端数日を切り捨てる。)に対する共済掛金を共済契約者に払い戻す。

- (1) 第28条(共済契約の解約)、第29条(重大事由による共済契約の解除)、第30条(共済契約の解除)の規定により、共済契約が解約され、解除されたとき。
- (2) 第32条(共済契約の消滅)の規定により共済契約が消滅し、かつ第46条(共済金を支払わない場合)の規定により、死亡共済金が支払われなかったとき。

(消滅の場合の未払込共済掛金の精算)

第35条 第32条(共済契約の消滅)の規定により共済契約が消滅し、かつ、共済金を共済契約者または共済金受取人に支払う場合において、当該共済契約に未払込共済掛金があるときは、第20条(共済掛金の払込猶予期間)に規定する期間中であっても、その金額

を共済金から差し引く。

第8節 共済契約の変更

(共済契約による権利義務の承継)

第36条 共済契約者が死亡した場合は、法定相続人は、当該共済期間が満了するまでの期間を限度として、当該相続人がこの組合の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができる。

2 前項の規定にかかわらず、定款第6条第2項による承認を得た法定相続人は、前項の期間を越えて当該共済契約による権利義務を承継することができる。

(氏名または住所の変更)

第37条 共済契約者は、つぎに変更がある場合には、遅滞なくこの組合の定める書式により、その旨をこの組合に通知しなければならない。

- (1) 共済契約者の氏名、住所または住居表示
- (2) 被共済者の氏名

(異動の通知義務)

第38条 共済契約者は、被共済者に退職その他の事由による異動があった場合には、遅滞なく異動状況をこの組合に通知しなければならない。

2 異動による発効または失効は、この組合に異動の通知があった日の翌日から生ずるものとする。

(共済掛金の返戻または追徴)

第39条 この組合の規定する共済掛金の額が、共済期間の途中で改正された場合であっても、この組合は、当該共済契約の共済期間が満了するまでは、共済掛金の返戻または追徴を行わない。

第3章 共済金額および共済金の支払い

第1節 共済金額

(共済金額)

第40条 共済契約1口についての共済金額の最高限度は50万円とし、共済金の給付種目は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|----------|
| 1 死亡共済金 | 500,000円 |
| 2 障害共済金 | |
| (1) 1級 | 500,000円 |
| (2) 2級 | 300,000円 |
| (3) 3級 | 120,000円 |
| (4) 4級 | 30,000円 |

(契約口数の最高限度)

第 41 条 本人契約および配偶者契約の契約口数の最高限度は 40 口とする。

(年齢による最高限度口数の制限)

第 42 条 前条 (契約口数の最高限度) にかかわらず、本人契約および配偶者契約の契約口数の最高限度は、契約年齢により次の各号に定める口数とする。

- (1) 61 歳以上 66 歳未満は 10 口を超えることはできないものとする。
- (2) 66 歳以上 70 歳未満は 6 口を超えることはできないものとする。
- (3) 70 歳以上 80 歳未満は 3 口を超えることはできないものとする。

(告知事項による最高限度口数の制限)

第 43 条 第 11 条 (告知事項) 第 1 項第 1 号から第 5 号に該当したことがある者が、契約の資格が発生し 2 年以内に契約する場合および、第 2 項により契約する被共済者についての契約口数の最高限度は 4 口とする。ただし、共済契約の更新時に 2 年以上の契約実績をもった場合は、61 歳未満は 40 口まで、66 歳未満は 10 口まで、70 歳未満は 6 口まで契約することができる。

(契約口数の増減)

第 44 条 規約第 14 条 (共済契約の成立および発効日) の規定により、すでに契約された被共済者の契約口数は、その共済期間中に増または減を認めない。

2 共済契約期間中に、規約第 11 条 (告知事項) に抵触し契約更新をする場合、継続契約を認めるが更新契約口数の増加は認めない。

ただし、規約第 11 条 (告知事項) 第 2 項による場合は、制限口数に達するまで契約することができる。

(死亡共済金および障害共済金)

第 45 条 この組合は、被共済者が共済期間中に死亡した場合には、死亡共済金を支払い、被共済者が共済契約の成立および発効日以後の傷害または疾病を原因として、共済期間中に障害となった場合には、障害共済金を支払う。

2 前項の規定により支払う死亡共済金または障害共済金の額は、第 40 条 (共済金額) の共済金額に相当する金額とする。なお、身体障害の等級の認定は、第 2 条 (定義) 第 9 号の規定にもとづき行うものとする。

第 2 節 共済金および共済金の支払い

(共済金を支払わない場合)

第 46 条 この組合は、つぎの各号の場合には共済金を支払わない。

- (1) 共済事由の発生が共済金受取人または被共済者の故意または重大な過失によるとき。
- (2) 共済金受取人または被共済者の犯罪行為によって共済事由が発生し、この組合が共済金の支払いを適当でないと認めたとき。
- (3) 戦争、その他の変乱によるとき。
- (4) 共済契約の発効日以前に、被共済者の自覚の有無にかかわらず発生していた傷病に

より、共済契約の発効日より1年以内に共済事由が発生したとき。

(5) 第11条（告知事項）第2項により契約した被共済者については、その傷病と因果関係のある病気が原因で、共済契約の発効日より1年以内に共済事由が発生したとき。

(6) 共済契約の発効日すでに身体障害状態にある場合、その障害による共済事由が発生したとき。

(7) 被共済者が、共済契約の発効日に新生物（ガン）であることを知らず、従って、他の病名について告知をし、共済契約の発効日より3年以内に新生物（ガン）で死亡したとき。

2 第1項第1号および第2号により共済金を支払わない場合は、すべての共済金受取人におよぶものとする。

ただし、この組合が、審査委員会の審議により共済金の全額または一部について支払うことが適当と認めた場合はこの限りではない。

なお、審査委員会の審議による共済金の一部についての支払額とは、共済金額の100分の50に相当する額とする。

（共済金の削減等）

第47条 被共済者が、つぎの各号に該当するときの共済金は、それぞれ各号に定める金額とする。ただし、不慮の事故による場合は除くものとする。

(1) 被共済者が、共済契約の発効日より90日以内に共済事由が発生したときは、共済金額の100分の20に相当する金額

(2) 被共済者が、共済契約の発効日より180日以内に共済事由が発生したときは、共済金額の100分の30に相当する金額

(3) 被共済者が、共済契約の発効日より1年以内に共済事由が発生したときは、共済金額の100分の50に相当する金額

(4) 第11条（告知事項）第1項第1号から第5号に該当したことがある者が、契約の資格が発生し2年以内に契約する場合および、第2項により契約した被共済者が、共済契約の発効日より1年以内に告知した病名と因果関係のある病気が原因で共済事由が発生したときは、第46条（共済金を支払わない場合）第1項第6号により共済金は支払わないが、1年をこえて2年以内に発生した場合は、共済金額の100分の50に相当する金額

2 共済契約の更新日において、増加契約がなされた場合の契約の増加分に対する共済金額は、前項の取扱いを適用する。

3 地震、津波、噴火、その他これらに類似の天災により、所定の共済金を支払うことができない場合は総代会の議決を経て、共済金の分割支払い、支払いの繰延べ、または削減をすることができる。

（生死不明の場合の共済金の支払いおよび共済金の返還）

第48条 この組合は、被共済者の生死が不明の場合の死亡共済金の支払いにおいて、つぎに掲げるいずれかの事由に該当する場合は、被共済者が死亡したものとみなし、この組合が認めた日において被共済者が死亡したものとして取り扱う。

- (1) 被共済者が失踪宣告を受けたとき。
- (2) 船舶または航空機の危難およびその他の危難に遭った者のうち、被共済者の生死が危難の去った後、つぎの期間を経過してもわからないとき。ただし、つぎのそれぞれの期間が経過する前であっても、この組合が、被共済者が死亡したものと認めたときは、死亡共済金を支払うことができる。

ア 航空機の危難の場合 30 日

イ 船舶の危難の場合 3 ヶ月

ウ ア、イ以外の危難の場合 1 年

2 前項の規定により、共済金受取人が死亡共済金を受け取った場合において、当該共済金受取人は、この組合の定める所定の書類を提出することを要する。

3 第 1 項の規定によりこの組合が死亡共済金を支払ったのちに被共済者の生存が判明した場合には、共済金受取人は、すでに支払われた死亡共済金をこの組合に返還しなければならない。

(残存共済金額)

第 49 条 この組合が共済金を支払ったときは、第 40 条（共済金額）の規定にかかわらず、共済金額からその支払った金額を差し引いた残額を残りの共済期間に対する共済金額とする。

(必要事項の報告)

第 50 条 共済契約者はこの組合に対して、被共済者の資格および就業の状況その他の共済契約上必要な事項について、この組合が求めたときは報告をしなければならない。

第 4 章 事業の実施方法

第 1 節 事業の実施方法

(業務の委託)

第 51 条 この組合は、この共済事業を実施するために必要な業務の一部（契約の締結の代理、または媒介を除く。）を、この組合の組合員の属する団体に委託することができる。

第 2 節 異議の申立ておよび審査委員会

(異議の申立ておよび審査委員会)

第 52 条 共済契約および共済金の支払いに関するこの組合の処置について不服があるときは、共済契約者、被共済者および共済金受取人は、この組合の別に定める審査委員会に対して異議の申立てをすることができる。

2 前項の申立ては、この組合の処置があったことを知った日の翌日から 30 日以内に書面をもって行なうものとする。

3 前項の規定による異議の申立てがあったときは、審査委員会は異議の申立てを受けた

日から 60 日以内に審査を行ない、その結果を異議の申立てをした共済契約者、被共済者、または共済金受取人に通知しなければならない。

4 審査委員会の組織および運営に関し必要な事項は、審査委員会規則で定める。

第3節 再共済の授受

(再共済)

第 53 条 この組合は、共済契約により負う共済責任の一部を日本再共済生活協同組合連合会の再共済に付すことができる。

2 前項の場合において、再共済契約の締結は、生命共済再共済協定書により行なうものとする。

第4節 共済掛金および責任準備金等の額の算出方法に関する事項

(共済掛金の額)

第 54 条 基本契約 1 口についての共済掛金の額は、別紙第 1 「掛金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

(責任準備金の額)

第 55 条 基本契約にかかる責任準備金の種類は、未経過共済掛金および異常危険準備金とし、その額は、別紙第 2 「責任準備金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

(解約返戻金等の額)

第 56 条 第 34 条（解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返戻）に規定する共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合に払い戻す共済掛金（以下「返戻金」という。）の額は、別紙第 3 「解約返戻金額等算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

(未収共済掛金の額)

第 57 条 未収共済掛金の額は、別紙第 4 「未収共済掛金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

(支払備金および責任準備金の積立て)

第 58 条 この組合は、毎事業年度末において、支払備金および責任準備金を積み立てるものとする。

第5節 共済契約上の紛争の処理

(管轄裁判所)

第 59 条 この共済契約における共済金等の請求等に関する訴訟については、この組合の主たる事務所の所在地または共済契約者あるいは共済金受取人の住所地を管轄する日本国内

にある地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とする。

第6節 規約の変更

(規約の変更)

第60条 この組合は、共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により、第8条（共済契約内容の提示）第1項に規定する規約を変更する必要がある場合等には、民法（明治29年4月27日法律第89号）第548条の4（定型約款の変更）にもとづき、支払事由、支払要件、免責事由、その他の契約内容を変更することができる。

2 前項の場合には、この組合は、規約を変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知する。

(身体障害等級表の変更)

第61条 別表第1「身体障害等級表」中の「障害等級」および「身体障害」は、国民年金法施行令（1級および2級）また厚生年金保険法施行令（3級および4級）の「障害等級表」（以下「障害等級表」という。）中の「障害等級」および「身体障害」によるものとし、当該施行法が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において現に効力を有する同障害等級表中の「障害等級」および「身体障害」によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この組合が、特に必要と認めた場合には、厚生労働大臣の認可を得て、将来に向かって、別表第1「身体障害等級表」を変更することができる。ただし、この場合には、この組合は、共済契約者にあらかじめその旨を周知する。

第7節 雑 則

(時 効)

第62条 共済金および返戻金を請求する権利は、これらを行使することができるときから3年間行使しないときは、時効によって消滅する。

(細 則)

第63条 この規約に規定するもののほか、この事業の実施のための手続きその他事業の執行について必要な事項は、細則で定める。

(定めのない事項の取扱い)

第64条 この規約および細則で規定していない事項については、日本国法令にしたがうものとする。

第2編 特 則

第1章 掛金口座振替特則

(掛金口座振替特則の適用)

第65条 この特則は、第19条（共済掛金の口座振替扱および賃金控除扱）に規定する口座振替扱による共済掛金の払込みを実施する場合に適用する。

(掛金口座振替特則の締結)

第66条 この特則は、共済契約を締結する際または掛金払込期間中において、共済契約者等から申し出があったときに限り、この組合の承諾を得て、付帯することができる。

2 この特則を付帯するには、つぎの各号の条件のすべてをみたさなければならない。

(1) 共済契約者等の指定する口座（以下「指定口座」という。）が、この組合と共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等（以下「取扱金融機関等」という。）に設置されていること。

(2) 共済契約者等が取扱金融機関等に対し、指定口座からこの組合の口座へ共済掛金の口座振替を委託すること。

(共済掛金の払込み)

第67条 第2回以後の共済掛金は、第17条（共済掛金の払込み）第4項の規定にかかわらず、払込期日の属する月中のこの組合の定めた日（以下「振替日」という。ただし、この日が取扱金融機関等の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とする。）に、指定口座から共済掛金相当額をこの組合の口座に振り替えることによって払い込まなければならない。

2 初回掛金を口座振替扱によって払い込む場合の初回掛金は、第14条（共済契約の成立および発効日）第1項の規定にかかわらず、この組合が当該共済契約にかかる初回掛金を、はじめて指定口座からこの組合の口座に振り替えようとした日までに指定口座から共済掛金相当額をこの組合の口座に振り替えることによって払い込まなければならない。この場合において、指定口座から初回掛金の振替ができなかった場合は、当該共済契約の申込みはなかったものとして取り扱う。

3 第1項および第2項の場合にあっては、指定口座から引き落としのなされたときに、共済掛金の払込みがあったものとする。

4 同一の指定口座から2件以上の共済契約（この組合の実施する他の共済事業による共済契約を含む。）にかかる共済掛金を振り替える場合には、この組合は、これらの共済契約にかかる共済掛金を合算した金額を振り替えるものとし、共済契約者は、この組合に対して、これらの共済契約のうちの一部の共済契約にかかる共済掛金の振替を指定できない。

5 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかななければならない。

6 この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略する。

(口座振替不能の場合の扱い)

第 68 条 振替日における指定口座の残高が払い込むべき共済掛金の金額にみたなかったため、前条第 1 項の規定による共済掛金の払込みができなかった場合において、その未払込共済掛金の全額の口座振替を行わない限り、共済掛金の払込みがされなかったものとみなす。

- 2 前項の規定による共済掛金の口座振替が不能のときは、共済契約者は、第 20 条（共済掛金の払込猶予期間）の払込猶予期間の満了する日までに、未払込共済掛金の全額をこの組合またはこの組合の指定した場所に払い込まなければならない。

(指定口座の変更等)

第 69 条 共済契約者は、指定口座を同一の取扱金融機関等の他の口座に変更することができる。また、指定口座を設置している取扱金融機関等を他の取扱金融機関等に変更することができる。

- 2 前項の場合において、共済契約者は、あらかじめその旨をこの組合および当該取扱金融機関等に申し出なければならない。
- 3 共済契約者が口座振替扱による共済掛金の払込みを停止する場合には、あらかじめその旨をこの組合および当該取扱金融機関等に申し出なければならない。
- 4 取扱金融機関等が共済掛金の口座振替の取扱いを停止した場合には、この組合は、その旨を共済契約者に通知する。この場合、共済契約者は、指定口座を他の取扱金融機関等に変更しなければならない。

(掛金口座振替特則の消滅)

第 70 条 つぎの各号の場合には、この特則は消滅する。

- (1) 第 66 条（掛金口座振替特則の締結）第 2 項に規定する条件に該当しなくなったとき。
- (2) 前条第 1 項、第 2 項および第 4 項に規定する諸変更の際し、その変更手続が行われないうまま共済掛金の口座振替が不能となったとき。
- (3) 共済契約者が次条の規定による振替日の変更を承諾しないとき。
- (4) 共済契約者が口座振替扱による共済掛金の払込みを停止したとき。

(振替日の変更)

第 71 条 この組合および取扱金融機関等の事情により、この組合は、将来に向かって振替日を変更することができる。この場合、この組合は、その旨をあらかじめ共済契約者に通知する。

附 則

- 1 この規約は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規約の一部改正は、昭和 47 年 1 月 1 日から施行する。
- 3 この規約の一部改正は、昭和 50 年 7 月 1 日から施行する。
- 4 この規約の一部改正は、昭和 50 年 10 月 1 日から施行する。
- 5 この規約の一部改正は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規約の一部改正は、昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。
ただし、この施行期日前の共済契約の効力については、なお改正前の規定による。

附 則

- 1 この規約の一部改正は、昭和 58 年 7 月 12 日から施行する。

附 則

- 1 この規約の一部改正は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規約の一部改正は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日から適用する。

附 則

- 1 この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日（平成 24 年 1 月 27 日）から施行し、平成 24 年 7 月 1 日以降に発効する共済契約から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約の一部改正は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日（令和 4 年 9 月 29 日）から施行し、令和 5 年 7 月 1 日以降の発効契約の引き受けは行わない。

別表第1

規約第2条第9号による障害事故の認定基準は、1級および2級についてはそれぞれ国民年金法施行令（昭和37年政令第184号）に定める1級および2級程度の状態とし、3級および4級についてはそれぞれ厚生年金保険法施行令（昭和29年政令第110号）に定める3級および4級程度の状態とする。

身体障害等級表

（1級）

1. 両眼の視力の和が0.04以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4. 両上肢のすべての指を欠くもの
5. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
7. 両下肢を足関節以上で欠くもの
8. 体幹の機能に座っていることができない程度または立ちあがることができない程度の障害を有するもの
9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
10. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
11. 身体の機能の障害若しくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

（2級）

1. 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3. 平衡機能に著しい障害を有するもの
4. そしゃくの機能を欠くもの
5. 音声または言語機能に著しい障害を有するもの
6. 両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの
7. 両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
8. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
9. 一上肢のすべての指を欠くもの
10. 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
11. 両下肢のすべての指を欠くもの
12. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの

13. 一下肢を足関節以上で欠くもの
14. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
15. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
16. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
17. 身体の機能の障害若しくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(3級)

1. 両眼の視力が0.1以下に減じたもの
2. 両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
3. そしゃくまたは言動の機能に相当程度の障害を残すもの
4. 脊柱の機能に著しい障害を残すもの
5. 一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
6. 一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
7. 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
8. 一上肢のおや指およびひとさし指を失ったものまたはおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったもの
9. おや指およびひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの
10. 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
11. 両下肢の10趾の用を廃したもの
12. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるかまたは労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
13. 精神または神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、または労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
14. 傷病が治らないで、身体の機能または精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、または労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

(4級)

1. 両眼の視力が0.6以下に減じたもの
2. 一眼の視力が0.1以下に減じたもの
3. 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
4. 両眼による視野が2分の1以上欠損したものまたは両眼の視野が10度以内のもの
5. 両眼の調節機能および輻輳機能に著しい障害を残すもの
6. 一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
7. そしゃくまたは言語の機能に障害を残すもの

8. 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
9. 脊柱の機能に障害を残すもの
10. 一上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
11. 一下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
12. 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの
13. 長管状骨に著しい転移変形を残すもの
14. 一上肢の2指以上失ったもの
15. 一上肢のひとさし指を失ったもの
16. 一上肢の3指以上の用を廃したもの
17. ひとさし指を併せ一上肢の2指の用を廃したもの
18. 一上肢のおや指の用を廃したもの
19. 一下肢の第1趾または他の4趾以上を失ったもの
20. 一下肢の5趾用を廃したもの
21. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、または労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
22. 精神または神経系統に、労働が制限を受けるか、または労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

(備考)

1. 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては矯正視力によって測定する。
2. 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
3. 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、または中手指節間関節若しくは近位指節間関節(おや指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
4. 趾を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
5. 趾の用を廃したものとは、第1趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったものまたは中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節(第1趾にあっては、趾節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
6. この表の3級の項第14号に掲げる障害の程度は、厚生年金保険法施行令(昭和29年政令第110号)別表第一の相当規定に基づいて厚生労働大臣が定めたものに限るものとする。
7. 労働の制限とは、生理的運動領域が4分の1以上に制限され、かつ、労働時間および身体の機能に部分的な制限を受けた状態にある場合をいう。
8. 障害の系列を異にする身体障害が二以上ある場合は、併合(加重)認定総合認定、差引認定により障害の程度を認定する。

《細部取扱い》

1. 障害等の認定時期は次の通りとする。
 - ① 障害給付の決定時期について

障害給付は契約期間中に症状が固定し、契約者からの申請にもとづき添付されている医師の障害診断書の内容を審査し、症状固定について慎重に認定（決定）し給付決定する。

なお、組合員本人で疾病等において症状が固定しない場合は、退職時で行うこととし、それ以降については以下の年齢別加入口数を限度に次のとおりあつかう。この場合、共済契約期間の更新ごとに共済掛金を納めるものとする。

- イ. 61歳未満で障害の状態となった場合は、満61歳となった契約満了時点
- ロ. 61歳以上66歳未満で障害の状態となった場合は、満66歳となった契約満了時点
- ハ. 66歳以上70歳未満で障害の状態となった場合は、満70歳となった契約満了時点
- ニ. 70歳以上80歳未満で障害の状態となった場合は、当該契約満了時点
- ホ. 配偶者で障害が固定しない場合は、組合員本人の死亡時点か退職時点で認定し、それ以外は上記のイ. ロ. ハ. ニ. の基準で認定する。

ただし、組合員本人が生命共済を任意に解約した場合は配偶者の障害認定はできないものとする。

また、給付決定以降の等級上下は問わないものとする。したがって、共済金受取人は障害共済金を受け取る際において、この組合に対し「障害等級決定後、当該事由に関わる等級が上下しても一切取り扱わない」旨の念書（当該共済金受取人が困難な場合は、共済金受取人の上位者）を要するものとする。

② 残存共済金について

障害3級もしくは4級の共済金決定後の死亡共済金の扱いについては、共済期間中に障害給付を決定し、共済期間中に死亡した場合は、死亡の原因を問わず死亡共済金から障害共済金を差し引いた差額分（残存共済金）を支払う。

③ 障害共済金決定後の次期継続契約

障害3級もしくは4級の共済金決定後、次期共済期間中に死亡（死亡の原因を問わない）した場合は、死亡共済金満額を支払う。なお、次期継続契約をした場合とする。

別表第2

不慮の事故分類

不慮の事故分類は、昭和32年11月20日行政管理庁告示第63号に定められた分類項目中別表のとおりとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計調査部編、疾病、障害および死因分類提要、昭和33年度版」にもとづき、次の①から⑬までとする。

ただし、次のものは対象より除外する。

高圧および低圧（E930）

過度の高温および日射病（E931）

飢、渴および不良天候曝露（E933）中の飢、渴
処刑（E985）

乳児の養育不注意（1歳未満）（E926）

なお、個体および液体物質による不慮の中毒のうち、次のものは分類の中に含まない。

サルモネラ食物中毒（042.1）

ブドウ球菌性食物中毒（094.0）

ボツリヌス（性）中毒（049.1）

詳細不明の食物中毒（049.2）

アレルギー性食物中毒（240～245）

また、治療上の事故および治療処置後の合併症であっても、治療の原因が疾病によるものは不慮の事故に含まないものとする。

伝染病予防法第1条第1項および第2項に規定する、次の疾病を直接原因とする死亡は不慮の事故による死亡とみなす。

不慮の死亡基準

（1）コレラ 流行性脳脊髄膜炎

赤痢（疫痢を含む） ペスト

腸チフス 日本脳炎

パラチフス

発疹チフス

ジフテリア

痘瘡（天然痘）

しょうこう熱

（2）① 鉄道による不慮の事故（E800-E802）

E800 鉄道従業員の鉄道事故

E801 旅客の鉄道事故

E802 その他および詳細不明の者の鉄道事故

② 自動車による交通事故（E810-E825）

- E810 列車との衝突による自動車交通事故
- E811 市街電車との衝突による自動車交通事故
- E812 歩行者の自動車交通事故
- E813 自転車乗用車の自動車交通事故
- E814 自動自転車操縦者または乗員の自動車交通事故（非自動的の車または物との衝突）
- E815 自動自転車操縦者または乗員の自動車交通事故（他の自動車との衝突）
- E816 二台以上の自動車によるその他の自動車交通事故
- E817 歩行者または自転車との衝突による自動車乗員の自動車交通事故
- E818 動物または動物牽引車との衝突による自動車交通事故
- E819 静止物体または詳細不明の物体との衝突による自動車交通事故
- E820 乗車および降車時の自動車交通事故
- E821 衝突に起因しない自動自転車操縦者の自動車交通事故
- E822 街路上の転覆による自動車交通事故
- E823 街路よりの逸走による自動車交通事故
- E824 その他の衝突によらない自動車交通事故
- E825 詳細不明の自動車交通事故
- ③ 自動車非交通事故（E830-E835）
 - E830 歩行者の自動車非交通事故
 - E831 自転車乗用車の自動車非交通事故
 - E832 自動自転車操縦者または乗員の自動車非交通事故
 - E833 二台以上の自動車の自動車非交通事故
 - E834 乗車および降車時の自動車非交通事故
 - E835 その他および詳細不明の自動車非交通事故
- ④ その他の道路交通機関による不慮の事故（E840-E845）
 - E840 市街電車による歩行者の不慮の事故
 - E841 市街電車によるその他の不慮の事故（自動車との衝突を除く）
 - E842 自転車による歩行者の不慮の事故
 - E843 自動車の衝突と関係のない自転車乗用者の不慮の事故
 - E844 自動車以外のその他の道路交通機関による歩行者の不慮の事故
 - E845 自動車以外のその他の道路交通機関による不慮の事故
- ⑤ 水上交通機関による不慮の事故（E850-E858）
 - E850 小型ボート乗船者の入水
 - E851 その他の水上交通機関における入水による傷害
 - E852 水上交通機関における階段およびはしごよりの墜落
 - E853 水上交通機関内のその他の場所よりの墜落
 - E854 水上交通機関の同一面における転倒
 - E855 水上交通機関における詳細不明の墜落

- E856 水上交通機関内の機械による不慮の事故
- E857 水上交通機関におけるその他の不慮の事故
- E858 水上交通機関における詳細不明の原因による不慮の事故
- ⑥ 航空機による不慮の事故 (E860-E866)
 - E860 軍用航空機における人員の不慮の事故
 - E861 商業用輸送機事故による搭乗者の傷害
 - E862 商業用輸送機におけるその他の傷害
 - E863 その他の明示された航空機事故による搭乗者の傷害
 - E864 航空機搭乗者以外の者の飛行機における航空機による不慮の事故
 - E865 航空機搭乗者以外の者のその他の場所における航空機による不慮の事故
 - E866 その他および詳細不明の航空機による不慮の事故
- ⑦ 固体および液体物質による不慮の中毒 (E870-E888)
 - E870 モルヒネおよびその他のアヘン誘導体による不慮の中毒
 - E871 バルビツール酸およびその誘導体による不慮の中毒
 - E872 アスピリンおよびサルチル酸誘導体による不慮の中毒
 - E873 臭化物による不慮の中毒
 - E874 その他の鎮痛薬および睡眠薬による不慮の中毒
 - E875 スルホンアミド薬による不慮の中毒
 - E876 ストリキニーネによる不慮の中毒
 - E877 ベラドンナ、ヒヨスチンおよびアトロピンによる不慮の中毒
 - E878 その他および詳細不明の医薬品による不慮の中毒
 - E879 有毒食物による不慮の中毒
 - E880 アルコールによる不慮の中毒
 - E881 石油製品による不慮の中毒
 - E882 工業溶媒による不慮の中毒
 - E883 腐食性化合物、酸およびカセイアルカリによる不慮の中毒
 - E884 水銀およびその化合物による不慮の中毒
 - E885 鉛およびその化合物による不慮の中毒
 - E886 ヒ素、アンチモンおよびその化合物による不慮の中毒
 - E887 フッ化物による不慮の中毒
 - E888 その他および詳細不明の個体および液体物質による不慮の中毒
 - E888 a シアン化物
 - E888 b 農薬用有機リン製剤
 - E888 c その他のリン製剤
 - E888 d その他および詳細不明の固体および液体物質
- ⑧ ガスおよび蒸気による不慮の中毒 (E890-E895)
 - E890 石炭ガス (光熱用) による不慮の中毒
 - E891 自動車排出ガスによる不慮の中毒

- E892 その他の一酸化炭素ガスによる不慮の中毒
- E893 シアン化物ガスによる不慮の中毒
- E894 その他のガスおよび蒸気による不慮の中毒
- E895 詳細不明のガスおよび蒸気による不慮の中毒

⑨ 不慮の墜落 (E900-E904)

- E900 階段よりの墜落
- E901 はしごよりの墜落
- E902 その他の高所よりの墜落
- E903 同一面上における転倒
- E904 詳細不明の墜落

⑩ その他の不慮の事故 (E910-E936)

- E910 落下物、投射物および飛来物による打撲
- E911 車による不慮の事故
- E912 機械による不慮の事故
- E913 刃器および刺器による不慮の事故
- E914 電気による不慮の事故
- E915 高圧機関の爆発による不慮の事故
- E916 火および可燃物の爆発による不慮の事故
- E917 高熱物体、腐食性液体および水蒸気による不慮の事故
- E918 放射線による不慮の事故
 - E918 a X線によるもの
 - E918 b その他の放射線によるもの
- E919 銃器による不慮の事故
- E920 眼および附属器への異物侵入
- E921 閉塞または窒息の原因となる食物の吸入および嚥下
- E922 閉塞または窒息の原因となるその他の物体の吸入および嚥下
- E923 その他の孔口への異物侵入
- E924 寝台および揺籃における不慮の機械的窒息
- E925 その他および詳細不明の状態における不慮の機械的窒息
- E927 有毒動物および昆虫の咬傷および刺傷による不慮の傷害
- E928 その他の動物による不慮の傷害
- E929 不慮の溺死および溺水
- E932 過度の低温
- E934 天災
 - E934 a 地震
 - E934 b 暴風雨および洪水
 - E934 c その他
- E935 雷撃

- E936 その他および詳細不明の不慮の事故
- ⑪ 治療目的以外の内外科的処理による合併症 (E940-E946)
 - E940 種痘後汎発性痘疹
 - E941 種痘後脳炎
 - E942 その他の種痘による合併症
 - E943 免疫接種後黄疸および肝炎
 - E944 その他の予防接種による合併症
 - E945 治療目的以外の麻酔の合併症
 - E946 その他の治療目的以外の内外科的処置による合併症
- ⑫ 治療上の事故および治療処置後の合併症 (E950-E959)
 - E950 外科的処置における治療上の事故
 - E951 注入または輸血における治療上の事故
 - E952 局所手当における治療上の事故
 - E953 薬剤または生物学的製剤の投与における治療上の事故
 - E954 麻酔における治療上の事故
 - E955 その他および詳細不明の治療上の事故
 - E956 外科手術の後発合併症
 - E957 切断部の後発合併症
 - E958 光線療法の後発合併症
 - E959 その他の処置の後発合併症
- ⑬ 他殺および他人の加害による傷害（戦争行為を除く）(E980-E985)
 - E980 他人による故意の中毒
 - E981 銃器および爆発物による加害
 - E982 刃器および刺器による加害
 - E983 その他の手段による加害
 - E984 警察干与の傷害

別表第3

『指定する病気』の種類細目

(1) 新 生 物

(2) 糖 尿 病

(3) 心 疾 患

慢性リウマチ性心疾患 (393-398)

高血圧性疾患 (400-404)

虚血性心疾患 (410-414)

その他の心疾患 (420-429)

(4) 脳血管疾患

(5) 胃かいよう、十二指腸かいよう

(6) 肝臓病

(7) 腎炎およびネフローゼ

(8) 精神障害

精神病 (290-299)

神経症、人格異常およびその他の非精神病性精神障害 (300-309)

精神薄弱 (310-315)

(9) その他、この組合の指定するもの

『指定する病気』の種類細目

〔厚生省大臣官房統計調査部編（疾病・傷害および死因統計分類提案）による〕

（１）新 生 物

140-199項は悪性新生物の部位による分類であり、下記の組織像は良性と示されないかぎり悪性とみなし、本群に包括する。（以下五十音順）

ウィルムス腫瘍（腎臓）

横紋筋肉腫

（神経）海綿芽細胞腫

（神経）海綿細胞腫

肝芽細胞腫

肝癌〔ヘパトーマ〕

[Hepatoma]

汗管癌

[Syringocarcinoma]

間葉組織腫

癌、各型

癌性と明示された各病態

癌肉腫

奇形癌

奇形腫（嚢腫性）、睾丸

基底細胞癌

筋肉腫

血管芽細胞腫

血管周囲細胞腫

[Haemangiopericytoma]

血管線維腫

血管肉腫

交感神経芽細胞腫

交感神経産生細胞腫

[Sympathogonioma]

（神経）膠芽細胞腫

（神経）膠腫

（神経）膠肉腫

黒（色）芽細胞腫

黒色癌

黒色腫〔メラノーマ〕

骨芽細胞腫

骨線維肉腫

骨軟骨肉腫

骨軟骨粘液肉腫

骨肉腫

ジスゲルミノーム〔未分化胚細胞腫〕

〔卵巢精上皮腫〕

脂肪筋肉腫

脂肪肉腫

脂肪粘液肉腫

周皮腫

〔Perithelioma〕

絨毛癌

〔Choriocarcinoma〕

絨毛〔脈絡膜〕上皮腫

（脳室）上衣芽細胞腫

（脳室）上衣腫

松果体芽細胞腫

神経芽細胞腫

神経上皮腫

神経線維肉腫

神経肉腫

腎芽細胞腫

（神経）髓芽細胞腫

髓上皮腫

（神経膠）星（状）芽細胞腫

〔Astroblastoma〕

（神経膠）星（状）細胞腫

〔Astrocytoma〕

精上皮腫〔セミノーム〕

脊索腫

腺癌

腺棘細胞腫

〔Adeno-acanthoma〕

腺肉腫

線維脂肪肉腫

線維軟骨肉腫

線維肉腫

線維粘液肉腫

軟骨肉腫

軟骨粘液肉腫

肉腫

肉腫性と明示された各病態

乳頭〔嘴〕癌

乳頭〔嘴〕腺癌

粘液軟骨肉腫

粘液肉腫

囊腺癌

胚芽腫

副腎腫

ぺ〔パ〕ージェット病、乳房、乳頭〔嘴〕

平滑筋肉腫

ボーエン上皮腫（皮膚）

乏枝〔稀突起〕神経芽細胞腫

乏枝〔稀突起〕神経膠（細胞）腫

網膜芽細胞腫

ユーイング腫瘍（骨）

リンパ管肉腫

リンパ上皮腫

200-209項はリンパおよび造血組織の新生物を示したもので、下記の用語は本群に包括する。

カーレル病

巨大濾〔小〕胞リンパ腫

菌状息肉症

形質細胞腫

形質細胞骨髓腫

細網細胞肉腫

白血肉腫

白血病、各型

白血病性と明示された各病態

無白血病、各型

非白血病性と明示された各病態

ホジキン病または肉芽腫

緑色腫

リンパ芽球〔細胞〕腫

リンパ球〔細胞〕腫

[Lymphocytoma]

リンパ腫

[Lymphoma]

リンパ肉芽腫、そけいリンパ肉芽腫または性病性を除く

リンパ肉腫

リンパ濾〔小〕胞細網症

リンフォイドポリープ〔茸腫〕(良性)

210-228項は、部位にしたがった、または若干の項は組織像にしたがった分類である。
エビデルモイドチステ〔類表皮嚢胞〕

NOS

エプーリス〔歯肉腫〕

横紋筋腫、前立腺を除く

外骨症

外軟骨腫

汗管腫

汗管嚢腫

汗管嚢腺腫

奇形腫(嚢腫性)、睾丸を除く

胸線種

筋脂肪腫

筋腫、前立腺を除く

筋線維腫

血管脂肪腫

血管腫

血管腫症

血管線維腫

血管内皮腫

骨腫

骨線維腫

骨線維軟骨腫

骨軟骨腫

骨軟骨腫症

骨軟骨粘液腫

骨粘液軟骨腫

糸球(体)腫〔グロームス腫瘍〕

[Glomus tumor]

脂肪筋腫

脂肪腫

脂肪腫症、胎児生

脂肪線維腫

脂肪粘液腫

齒牙腫

シュワン鞘腫

松果(体)腫

神経鞘腫

神経腺維腫

節神経腫〔神経節細胞腫〕

[Ganglioneuroma]

髓膜腫

セメント腫

腺筋腫

腺腫：上皮小体、下垂体、前立腺、甲状腺を除く

腺線維腫

腺囊腫

[Adenocystoma]

腺様嚢胞性棘細胞腫

[Acanthoma adenoides cysticum]

線維筋腫

線維(血)管腫

線維骨腫

線維骨軟骨腫

線維腫、前立腺を除く

線維脂肪腫

線維腺腫

線維軟骨腫

線維粘液腫

中皮腫

頭蓋咽頭腫

内軟骨腫〔(眞性)軟骨腫〕

軟骨芽細胞種

軟骨腫

軟骨線維腫

軟骨粘液腫

乳頭(嚙)腺囊腫

乳頭（嚙）腫、甲状腺を除く

粘液脂肪腫

粘液線維腫

粘液線維軟骨腫

粘液軟骨腫

囊腺腫、甲状腺を除く

嚢胞性腺様上皮腫

破骨巨大細胞腫

ヒグローマ〔ハイグローマ〕、嚢胞性

皮膚線維腫

ブレンネル〔ブレソナー〕腫瘍（卵巣）

平滑筋腫、前立腺を除く

旁〔副〕神経節腫

〔Paraganglioma〕

毛嚢上皮腫

葉様嚢肉腫

〔Cystosarcoma phyllodes〕

リンパ管腫

リンパ管線維腫

リンパ管内皮腫

類腱腫〔デスマイド〕

類皮嚢腫〔類皮腫瘍〕

〔デルモイドチスト〕

〔デルモイド腫瘍〕

230-239項は、良性か悪性かの別が記載されない新生物を、部位にしたがって示したもので、下記のごとく表現の不明確な新生物の用語は記載された部位にしたがって、それぞれ該当の項に符号する。

新生物

腫瘍

（2）糖尿病

250 糖尿病

糖尿病（性）（コントロール良好）

（家族性）：

NOS

膿瘍

アセトン血症

アシドーシス

昏睡

壊疽

低血糖

除外：尿崩症（253.9）

青銅糖尿病（273.2）

腎性糖尿（病）（273.8）

糖尿病（性）（コントロール良好）

（家族性）：

感染（症）

ケトージス

ケトアシドーシス

潰瘍

過血糖性昏睡

糖尿病性と明示されたすべての合併症

（3）心疾患

慢性リウマチ性心疾患（393-398）

393 心膜の疾患

心膜〔包〕〔囊〕の癒着

慢性：

縦隔（洞）心膜炎

心筋心膜炎

心膜炎

NOSまたはリウマチ性

394 僧帽弁の疾患

包括：僧帽弁（慢性）（リウマチ性）：

疾患（類線維〔フィブリノイド〕性）（重複性）

心内膜炎

機能不全〔incompetency〕

閉鎖不全（症）

閉塞（症）〔obstruction〕

逆流〔regurgitation〕

硬化症

（口）狭窄〔攣〕（症）

弁膜症

394.0 リウマチ性と明示されたもの

394.9 リウマチ性と明示されないもの

除外：動脈硬化性、高血圧性または非リウマチ性と明示された場合（424.0）

3 9 5 大動脈弁の疾患

大動脈弁 (慢性) :

疾患

機能不全

[incompetency]

閉鎖不全 (症)

閉塞 (症)

[obstruction]

大動脈弁 (慢性) :

(口) 狭窄 [搾] (症)

逆流

[regurgitation]

弁・膜症

3 9 5.0 リウマチ性と明示されたもの

3 9 5.9 リウマチ性と明示されないもの

除外: 動脈硬化性, 高血圧性または非リウマチ性と明示された場合 (4 2 4. 1)

3 9 6 僧帽弁および大動脈弁の疾患

包括: 3 9 5 の各状態を伴う 3 9 4 の各状態

3 9 6.0 リウマチ性と明示されたもの

3 9 6.9 リウマチ性と明示されないもの

除外: 動脈硬化性, 高血圧性または非リウマチ性と明示された場合 (4 2 4. 0)

3 9 7 その他の心内膜構造の疾患

リウマチ性と明示された肺動脈弁
三尖弁

リウマチ性と明示されているが
弁膜の種類が明示されないもの

動脈瘤

変性 (弁膜)

疾患 (弁膜)

心内膜炎 (慢性)

閉鎖不全 (症) (弁膜) (慢性)

(口) 狭窄 (搾) (症) (弁膜)

(慢性) 弁膜炎 [症] (慢性)

除外: 非リウマチ性と明示された三尖弁 (4 2 4. 9)

3 9 8 その他のリウマチ性と明示された心疾患

リウマチ性:

慢性または非活動性心 (臓) 炎

心筋変性

心疾患 (慢性) (非活動性)

心筋炎 (慢性)

高血圧性疾患 (4 0 0-4 0 4)

4 0 0 悪性高血圧症

包括：悪性高血圧（症）

悪性と記載された401-404の各状態

400.0 臓器障害の記載のないもの

400.1 心侵襲を伴うもの

悪性高血圧症を伴う427-429の各状態

400.2 脳血管侵襲を伴うもの

悪性高血圧症を伴う430-438の各状態

400.3 腎侵襲を伴うもの

悪性高血圧症を伴う580-584、593.2、792の各状態

400.9 多臓器侵襲を伴うもの

400.1、400.2、400.3の状態が併記されたもの

401 本態性良性高血圧症

高血圧（症）（動脈性）（良性）（本態性）（原発性）

高血圧性血管（性）：

変性（症）

疾患

除外：肺（動脈）高血圧（症）（426）

402 高血圧性心疾患

高血圧性：

心臓（病）

401の各状態を伴う427-429の各状態

心不全

除外：高血圧性心血管疾患（412.0）

403 高血圧性腎疾患

小〔細〕動脈性腎（臓）炎

腎（小動脈）の動脈硬化症

動脈硬化性：

ブライト病（慢性）

腎炎（慢性）（間質性）

腎高血圧（症）

腎硬化症〔Nephrosclerosis〕

（原発性）萎縮腎

高血圧性腎不全〔Hypertensive renal failure〕

401の各状態を伴う584の各状態

404 高血圧性心腎疾患

心腎（性）疾患（高血圧性）

心血管腎（性）疾患（高血圧性）

403の各状態を伴う402の各状態

虚血性心疾患（410-414）

つぎの4桁細分類は410-414項に使用される。

- . 0 高血圧性疾患を伴うもの
400-404の各状態
- . 9 高血圧性疾患の記載のないもの

410 急性心筋硬塞症

心臓硬（梗）塞（症）

冠（状）（動脈）：

血栓（症）

閉塞（症）

破裂

栓塞（症）

心臓、心筋または心室の硬塞

破裂：

心臓

心筋

急性または期間が2ヵ月未満（国際分類では8週以内）と明示された412の各状態

411 その他の虚血性心疾患の急性または亜急性型

臥位、安静または夜間狭心症 [Angina decubitus]

冠（状）（動脈）（性）：

失調症

不全

中間（型）冠（状）症候群

心（微）小硬 [梗] 塞

梗塞前（期） [Prc-infarction] 症候群

心内膜下梗塞

412 慢性虚血性心疾患

心臓（動脈）瘤

動脈硬化性心（臓）疾患

冠（状）（動脈）：

硬化症

アテローマ [粥状（硬化）腫 [症]]

疾患

狭窄 [搾]（症）

動脈瘤

虚 [乏] [阻] 血性：

心臓変性

心筋 (変性)

心 (臓) 疾患

心血管 (性) :

動脈硬化 (症)

変性

疾患

硬化 (症)

心筋硬 [梗] 塞の治癒したもの

心筋硬塞の後症候群

慢性または期間が2ヵ月以上 (国際分類では8週をこえるもの) と明示された

410の各状態

413 狭心症

狭心症 NOS

狭心症様症候群

414 無症候性虚血性心疾患

ECGで診断された虚 (乏) [阻] 血性心疾患で症状をあらわさないもの

その他の心疾患 (420-429)

420 非リウマチ性急性心膜炎

心膜 [包] [囊] 血腫

水心膜 (症) [心膜水腫]

縦隔心膜炎

心筋心膜炎

心膜炎

胸 [肋] 膜心膜炎

肺心膜炎 [Pneumopericarditis]

心膜炎 :

感染性

肺炎球菌性

化膿性

膿心膜 [心膜膿腫]

除外 : 原因不明の急性心膜炎 (391.0)

421 急性および亜急性心内膜炎

421.0 急性および亜急性細菌性心内膜炎

心内膜炎 (急性) (慢性) (亜急性) :

細菌性

感染性

遷延性

悪性

急性、非リウマチ性と明示されたもの

カノウセイ
化膿性
ハイケツ ショウ セイ
敗血（症）性
カイヨウセイ
潰瘍性
ソウショクセイ
増殖性

サイキンセイドウミョクリョウ
細菌性動脈瘤

4 2 1. 9 その他の急性心内膜炎

シンナイマクエン
心内膜炎
シンキンシンナイマクエン
心筋心内膜炎
シンマク [ホウ] [ノウ] シンナイマクエン
心膜 [包] [嚢] 心内膜炎

キユウセイ アキユウセイ
急性または亜急性

除外：リウマチ性と明示された急性心内膜炎（3 9 1. 1）

4 2 2 急性心筋炎

キユウセイ アキユウセイ カンシツセイ シンキンエン
急性または亜急性（間質性）心筋炎
ハイケツ ショウ セイシンキンエン
敗血（症）性心筋炎
チュウドクセイシンキンエン
中毒性心筋炎

除外：リウマチ性と明示された急性心筋炎（3 9 1. 2）

4 2 3 非リウマチ性慢性心膜疾患

シンマク [ホウ] [ノウ] ユチヤク
心膜 [包] [嚢] 癒着
マンセイジユウカンシンマクエン
慢性縦隔心膜炎
マンセイシンキンシンマクエン
慢性心筋心膜炎
マンセイシンマクエン
慢性心膜炎
キン [アツ] シユクセイ [シユウシユクセイ] シンマクエン [ソウコウシン]
筋 [圧] 縮性 [収縮性] 心膜炎 [装甲心]

非リウマチ性と明示されたもの

[Constrictive pericarditis] NOS

ケツシンマク ショウ シンマクケツシユ
血心膜（症）[心膜血腫] NOS

スイシンマク ショウ シンマクスイシユ
水心膜（症）[心膜水腫] NOS

シンマクエン
心膜炎 NOS

除外：癒着性心膜

マンセイジユウカンシンマクエン
慢性縦隔心膜炎

マンセイシンキンシンマクエン
慢性心筋心膜炎

マンセイシンマクエン
慢性心膜炎

原因不明のもの（3 9 3）

4 2 4 心内膜の慢性疾患

シンナイマク ベンマク
包括：心内膜（弁膜）

シツケン
疾患

エン
炎

シン ノウ ベン マク
心（臓）弁（膜）

ヘイシツクゼン ショウ
閉鎖不全（症）

ヘイソク ショウ
閉塞（症）

[obstruction]

コウカンヨウ
硬化症

シン (臓) ベン (膜)
(口) 狭窄 [搾] 症
ギヤクリユウ
逆流

[regurgitation]

エン

症

動脈硬化性または高血圧性と明示された疾患の場合

4 2 4. 0 非リウマチ性僧帽弁

除外：原因不明のもの (3 9 4. 9)

4 2 4. 1 非リウマチ性大動脈弁

除外：原因不明のもの (3 9 5. 9)

4 2 4. 9 その他の心内膜構造

肺動脈弁

三尖弁、非リウマチ性と明示されたもの

詳細不明の弁膜

除外：原因不明の三尖弁 (3 9 7)

4 2 5 シンキンビョウ
心筋病 [Cardiomyopathy]

シンケツカク 膠原線維症

心筋症 [Cardiomyopathy] :

N O S

うっ血性

緊縮 [狭窄 [搾]] 性

家族性

特発性

閉塞性

シンケン シンナイマクケンイシヨウ

心筋心内膜線維症

心内膜線維弾性 [弾性線維] 症

トツバツケイ シンケン ショウ

特発性心筋 (線維) 症

肥大性閉塞性心筋病 [疾患] (家族性)

[Hypertrophic obstructive cardiomyopathy (familial)]

カゾクケイ キョダイシン

家族性巨大心

(特発性) 肥大 [厚] 性大動脈下性 [大動脈弁下 (部)] 狭窄 (症)

[Hypertrophic subaortic stenosis]

アフリカ心筋病またはアフリカの原因不明の心筋炎 [疾患]

[Obscure cardiomyopathy of Africa]

[ベッカー [Becker] 病]

4 2 6 肺性心疾患

アイエルザ [Ayerza] 病または症候群

肺性心
 脊柱後（彎）側彎性心（臓）疾患
 肺動脈硬化症
 肺閉塞性動脈内膜炎
 肺性心（臓）疾患NOS
 肺高血圧症（原発性）（特発性）

4 2 7 症候性心疾患

4 2 7. 0 うっ血性心不全

心（臓）性：
 全身浮〔水〕腫
 浮腫
 うっ血性
 心不全
 心疾患

4 2 7. 1 左室不全

肺の急性浮〔水〕種
 急性肺水腫
 心臓喘息
 左（心）室不全

} 4 2 9 または 7 8 2. 4 の各状態を伴うもの

4 2 7. 2 心臓ブロック

分〔樹〕枝ブロック
 心（臓）停止〔Cardiac arrest〕
 心（臓）ブロック（各段階）（房室）（洞房）
 ストークス・アダムス（・モルガニー）症候群
 脚ブロック（左）（右）

4 2 7. 9 その他の心臓律動障害

不整脈（一過性）
 心房粗動
 徐脈（各型）
 心臓の律動〔リズム〕〔調律〕障害〔異常〕NOS
 心拍（動）不整
 期外収縮
 細動：
 心房
 心臓
 心室
 発作性心拍〔搏〕急速症
 発作性（心）頻拍（症）

シンリンハクホツサ
心頻拍発作

コウタイ [ゴ] マツ
交代 [互] 脈

4 2 8 その他の心筋機能不全

シンフゼン
心不全 [Cardiac insufficiency]

シンゾウ 心臓または心筋の { 脂肪変性
壁変性

シンキン
心筋：

変性

疾患

(機能) 不全

シンキンエン
心筋炎：

NOS

慢性 (間質性)

フィブリン変性

類線維性

老人性

4 2 9 診断名不明確の心疾患

シンゾウ
心 (臓)

ダイシヨウフゼン
代償不全

カクチヨウ
拡張

カクダイ
拡大

ヒダイ
肥大

エン
炎

シンツカン
疾患 (器質性)

ビョウ
病 NOS

シンシツカクチヨウ
心室拡張

他に分類されないその他の心疾患

(4) 脳血管疾患

4 3 0 くも膜下出血

ズイ ノウ
髄 [脳] 膜出血

ノウドウミヤクリヨウ センテンケイ ハレツ
脳動脈瘤 (先天性) 破裂

くも [蜘蛛] [蜘蛛] 膜下出血

4 3 1 脳出血

ノウケツカンハレツ
脳血管破裂

ヒガイシヨウケイヨウマクカケツシメ
非外傷性硬膜下血腫

シユツケツ
出血：

ノウテイ
脳底

球

小脳

皮質

硬膜外 (非外傷生)

内包

頭蓋内

橋内

橋

皮質下

硬膜下

脳室

4 3 2 脳前動脈閉塞

脳前動脈閉塞、血栓症、閉塞症：

脳底動脈

頸動脈 (総) (内)

椎骨動脈

脳に入る前の動脈NOS

4 3 3 脳血栓症

脳硬 [梗] 塞症NOS

脳動脈閉塞症NOS

血栓 (症) (性)：

卒中

脳 (性)

血栓 (症) (性)：

頭蓋内

麻痺

脳軟化症

4 3 4 脳塞栓症

塞栓症または塞栓性：

卒中

脳 (性)

頭蓋内

塞栓症または塞栓性：

麻痺

脳軟化症

4 3 5 一過性脳虚血

脳底動脈症候群

間歇性脳虚 [乏] [阻] 血

ノドウミキク ケイレン
脳動脈けいれん〔痙攣〕

ツイコツドウミキクシヨウコウダ
椎骨動脈症候群

4 3 6 診断不明確の急性脳血管疾患

ソツチユウ セイ
卒中（性）：

N O S

キョウ
球

ノウ
脳

ホツ サ
発作

カ タ マ ト
片麻痺

ジユウシヨウホツ サ
ストローク〔重症発作〕

ソツチユウ ガタ センシン ケイレン
卒中（型）（全身）けいれん〔痙攣〕

ノウケツカンソクシヨウ
脳血管損傷N O S

コウケツアツセイノウシヨウ
高血圧性脳症

マヒセイ
ストローク（麻痺性）

キョウセイジユウシヨウノウケツカンシツカン
急性重症脳血管疾患

4 3 7 全般性虚血性脳血管疾患

ノウドウミキク ジユクジョウ コウカ シュ ショウ
脳動脈のアテローマ〔粥状（硬化）腫〔症〕〕

ノウ
脳：

ドウミヤクコウカ ショウ
動脈硬化（症）

ドウミヤクコウカセイドウミヤクリヨウ
動脈硬化性動脈瘤

ドウミヤクナイマクエン
動脈内膜炎

キョ ボウ ソ ケツ
虚〔乏〕〔阻〕血N O S

ヘイソクキケツキケツカンエン
閉塞性血栓血管炎

ノウケツカ
脳血管：

ヘンセイ
変性

キノウフゼン
機能不全

コウカ ショウ
硬化（症）

ゼンバン キョケツセイシツカン
全般の虚血性疾患

4 3 8 その他および診断不明確の脳血管疾患

4 3 8 . a 脳軟化

シヨウノウオンカンヨウ
小脳軟化症

ノウキズイオンカ
脳脊髄軟化

ノウエン
脳壊死

4 3 8 . b その他

ノウ
脳（性）

ドウミヤクエン
動脈炎

カ タ マ ト
片麻痺

ジユウケツ
充血

浮腫
 麻痺
 動脈硬化性または高血圧性と明示された片麻痺
 頭蓋内静脈洞の非化膿性血栓症
 脊髄血栓（症）
 除外：片麻痺NOS（344）
 頭蓋内静脈洞の血栓症（化膿性）（321）
 脊髄の化膿性血栓症（322）

(5) 胃かいよう、十二指腸かいよう

(6) 肝臓病

571 肝硬変

571.0 アルコール性

アルコール性：

肝硬変

肝炎

レンネック肝硬変

571.9の内容でアルコール性または、アルコール中毒症の記載のあるもの

571.9 その他

バンチ病

慢性肝炎

肝硬変：

NOS

胆汁性

心臓性

先天性

被動性うっ血による

肝脾性

門脈性

脾腫性

壊死後

肝の脂肪変性

肝脾性腺維症

アルコール性または、アルコール中毒症の記載のないもの

570 急性および亜急性肝臓壊死

黄色萎縮（肝臓）（急性）（亜急性）

伝染性と明示されない急性または亜急性肝炎

重症黄疸、新生児以外

悪性：

肝炎

黄疸

肝（臓）壊死（急性）（亜急性）

急性または亜急性肝臓実質変性

除外：流産に伴った場合（640、641、643-645の4桁細分. 1または. 2）

妊娠に伴った場合（639.0、762.5）

産褥に伴った場合（639.0）

新生児重症黄疸（774、775）

伝染性肝炎（070）

血清肝炎（E930-E936、N999.2）

572 化膿性肝炎および肝膿瘍

肝膿瘍（非アメーバ性）

化膿性肝炎（広汎性）

門脈（性）：

膿血症

血栓性静脈炎

（肝）門（静）脈炎

除外：アメーバ性肝膿瘍（006.0）

573 その他の肝臓の疾患

慢性黄色肝萎縮

肝うっ血（慢性）（被動性）

肝臓変性NOS

肝性昏睡

肝炎：

NOS

急性線維性

急性肥大性

肝臓下垂症

中毒性肝臓症〔ヘパトーゼ〕

肝臓の炎症NOS

肝臓周囲炎（急性）

除外：肝臓のアミロイドまたはラード様変性（276）

肝臓のグリコゲン浸潤（271.0）

肝臓の先天性嚢胞性疾患（751.6）

肝腫大NOS（785.1）

門脈閉塞（症）（452）

ジンエン

(7) 腎炎およびネフローゼ

580 急性腎炎

急性腎疾患または急性腎不全

急性と明示された583の各状態

除外：妊娠または産褥中に起きたもの(636)

流産に伴うもの(640、641、643-645の4桁細分. 1または. 2)

581 ネフローゼ症候群

大白腎

腎炎：

亜急性

上皮剥離性

ネフローゼ性

実質性

尿細管性

第Ⅱ型(エリス)

浮腫を伴う

ネフローゼ：

NOS

リポイド〔類脂質〕

腎性水腫

浮腫に伴う腎疾患または腎不全亜急性と明示された583の各状

除外：妊娠または産褥中に起きたもの(636)

流産に伴うもの(640、641、643-645の4桁細分. 1または. 2)

細尿管性ネフローゼ(急性)(593.1)

582 慢性腎炎

慢性腎疾患または慢性腎不全

慢性と明示された583の各状態

583 急性、慢性の別不明の腎炎

ブライト病

糸球体腎炎

腎臓の炎症

腎炎：

NOS

びまん〔瀰漫〕〔広汎〕性

間質性びまん性

浸出性

病巣〔巣状〕〔局所〕

出血性

間質性

第I型〔エリス〕

除外：妊娠または産褥中に起きたもの（636）

流産に伴うもの（640、641、643-645の4桁細分. 1または. 2）

腎疾患または腎不全NOS（593.2）

584 性質不明の腎臓の萎縮

萎縮
硬変（症）
顆粒状
硬化（性）

腎（臓）

除外：萎縮腎〔Contracted kidney〕：

水腎性（591）

腎盂腎炎性（590.0）

腎硬化症（細動脈性）（動脈硬化性）（403）

痛風腎または腎炎（274）

高血圧症（良性）を伴うもの（403）

（8）精神障害

精神病（290-299）

290 老年および初老期痴呆

290.0 老年痴呆

290.0 a 老年痴呆

290.0 b その他の老年性精神病

290.1 初老期痴呆

291 アルコール精神病

291.0 振戦せん妄

291.1 コルサコフ精神病（アルコール性）

291.2 アルコール幻覚症

291.3 アルコール妄想症

291.9 その他および特記されないもの

292 頭蓋内感染に伴う精神病

292.0 進行麻痺

292.1 その他の中枢神経系梅毒に伴うもの

292.2 流行性脳炎に伴うもの

292.3 その他および詳細不明の脳炎に伴うもの

292.9 その他および詳細不明の頭蓋内感染に伴うもの

293 その他の脳性病態に伴う精神病

293.0 脳動脈硬化症に伴うもの

- 293.1 その他の脳血管障害に伴うもの
- 293.2 てんかんに伴うもの
- 293.3 頭蓋内新生物に伴うもの
- 293.4 中枢神経系の変性疾患に伴うもの
- 293.5 脳外傷に伴うもの
- 293.9 その他および詳細不明の脳性病態に伴うもの
- 294 その他の身体的病態に伴う精神病**
 - 294.0 内分泌障害に伴うもの
 - 294.1 代謝および栄養の障害に伴うもの
 - 294.2 全身感染症に伴うもの
 - 294.3 薬物または毒物の中毒に伴うもの
 - 294.4 分娩に伴うもの
 - 294.8 その他の身体的病態に伴うもの
 - 294.9 詳細不明の身体的病態に伴うもの
- 295 精神分裂病**
 - 295.0 単純型
 - 295.1 破瓜型
 - 295.2 緊張型
 - 295.3 妄想型
 - 295.4 急性分裂病性挿間
 - 295.5 潜伏分裂病
 - 295.6 残遺分裂病
 - 295.7 分裂・情動性型
 - 295.8 その他
 - 295.9 詳細不明
- 296 躁うつ病**
 - 296.0 退行期うつ病
 - 296.1 躁うつ病、躁病型
 - 296.2 躁うつ病、抑うつ型
 - 296.3 躁うつ病、循環型
 - 296.8 その他
 - 296.9 詳細不明
- 297 妄想状態**
 - 297.0 妄想症
 - 297.1 退行期パラフレニー
 - 297.9 その他
- 298 その他の精神病**
 - 298.0 反応性うつ病

- 298.1 ハンノウキセイヨウファン 反応性興奮
- 298.2 ハンノウキセイサクラン 反応性錯乱
- 298.3 キユウセイモウソウハンノウ 急性妄想反応
- 298.9 ハンノウキセイキシンビョウ 詳細不明の反応性精神病

299 詳細不明の精神病

神経症、人格異常およびその他の非精神病性精神障害（300-309）

300 シンケイシヨウ 神経症

- 300.0 フアンシンケイシヨウ 不安神経症
- 300.1 ヒステリー
- 300.2 キョウフシヨウ 恐怖症
- 300.3 キョウハクシンケイシヨウ 強迫神経症
- 300.4 ヨクシンケイシヨウ 抑うつ神経症
- 300.5 シンケイスイジヤク 神経衰弱
- 300.6 リジンセイシヨウコウグン 離人性症候群
- 300.7 シンキセイシンケイシヨウ 心気性神経症
- 300.8 その他
- 300.9 詳細不明

301 ジンカクイジヤク 人格異常

- 301.0 モウソウセイ 妄想性
- 301.1 ジヨウドウセイ 情動性
- 301.2 ブンレツビョウシツセイ 分裂病質性
- 301.3 バクハツセイ 爆発性
- 301.4 キョウハクセイ 強迫性
- 301.5 ヒステリーセイ ヒステリー性
- 301.6 ムリヨクセイ 無力性
- 301.7 ハンシヤカイセイ 反社会性
- 301.8 その他
- 301.9 詳細不明

302 セイテキヘンコウ 性的偏向

- 302.0 ドウセイアイ 同性愛
- 302.1 フェティシズム
- 302.2 ショウニアイ 小児愛
- 302.3 フクソウトウサカ 服装倒錯
- 302.4 ロシユツシヨウ 露出症
- 302.8 その他
- 302.9 詳細不明

303 シヤク アルコール症

- 303.0 ソウカンセイカリヨウインシヤク 挿間性過量飲酒

- 303.1 習慣性過量飲酒
- 303.2 アルコール嗜癖
- 303.9 その他および詳細不明のアルコール症

304 薬物依存

- 304.0 阿片、阿片アルカロイドおよびその誘導体
- 304.1 モルヒネ様作用を有する合成鎮痛薬
- 304.2 バルビツール剤
- 304.3 その他の睡眠薬および鎮静薬または精神安定薬
- 304.4 コカイン
- 304.5 大麻
- 304.6 その他の精神刺激薬
- 304.7 幻覚薬
- 304.8 その他
- 304.9 詳細不明

305 心因性と推定される身体障害

- 305.0 皮膚
- 305.1 筋・骨格
- 305.2 呼吸器
- 305.3 心血管
- 305.4 血液・リンパ系
- 305.5 胃腸
- 305.6 性尿器
- 305.7 内分泌
- 305.8 特殊感覚器
- 305.9 その他

306 他に分類されない特殊症状

- 306.0 舌たらずおよびどもり
- 306.1 特殊学習障害
- 306.2 チック
- 306.3 その他の精神運動障害
- 306.4 特殊な睡眠障害
- 306.5 摂食障害
- 306.6 遺尿症
- 306.7 遺糞
- 306.8 頭痛
- 306.9 その他

307 一過性状況性障害

[Transient situational disturbances]

308 児童期行動異常

309 身体的病態に伴う精神病性と明示されない精神障害

- 309.0 頭蓋内感染に伴うもの
- 309.1 薬物、毒物中毒または全身性中毒に伴うもの
- 309.3 循環障害に伴うもの
- 309.4 てんかんに伴うもの
- 309.5 代謝、発育または栄養の障害に伴うもの
- 309.6 老年性または初老期脳疾患に伴うもの
- 309.7 頭蓋内新生物に伴うもの
- 309.8 中枢神経系の変性疾患に伴うもの
- 309.9 その他または詳細不明の身体的病態に伴うもの

精神薄弱（310-315）

つぎの4桁細分項は310-315に使用される。

- .0 感染および中毒にひきつづきおこったもの
- .1 外傷または物理的作用にひきつづきおこったもの
- .2 代謝、発育または栄養の障害に伴うもの
- .3 粗大な脳疾患に伴うもの（出生後）
- .4 出生前の影響（不明）による疾患および状態に伴うもの
- .5 染色体異常に伴うもの
- .6 未熟児に伴うもの
- .7 主要な精神障害にひきつづきおこったもの
- .8 心理・社会的（環境性）遮断に伴うもの
- .9 その他および詳細不明

310 境界精神薄弱

311 軽度精神薄弱

312 中度精神薄弱

313 重度精神薄弱

314 最重度精神薄弱

315 詳細不明の精神薄弱

(9) その他、この組合の指定するもの

(人工臓器類を使用している者)

生命共済事業細則

(総 則)

第1条 全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合（以下「この組合」という。）は、生命共済事業規約（以下「規約」という。）第63条（細則）にもとづきこの細則を定める。

(共済掛金の払込方法ごとの掛金額)

第2条 規約第17条（共済掛金の払込み）にいう払込方法（対象者）ごとの1口あたりの共済掛金額は、つぎのとおりとする。

年齢	男性1口当たりの掛金			女性1口当たりの掛金		
	月払い(円)	半年払い(円)	年払い(円)	月払い(円)	半年払い(円)	年払い(円)
～24歳	47	282	564	25	150	300
25歳～29歳	48	288	576	28	168	336
30歳～34歳	54	324	648	32	192	384
35歳～39歳	70	420	840	42	252	504
40歳～44歳	100	600	1,200	55	330	660
45歳～49歳	143	858	1,716	76	456	912
50歳～54歳	216	1,296	2,592	106	636	1,272
55歳～59歳	322	1,932	3,864	140	840	1,680
60歳～64歳	485	2,910	5,820	194	1,164	2,328
65歳～69歳	694	4,164	8,328	278	1,668	3,336

年齢	男性1口当たりの掛金			女性1口当たりの掛金		
	月払い(円)	半年払い(円)	年払い(円)	月払い(円)	半年払い(円)	年払い(円)
70歳	880	5,280	10,560	362	2,172	4,344
71歳	966	5,796	11,592	399	2,394	4,788
72歳	1,065	6,390	12,780	440	2,640	5,280
73歳	1,181	7,086	14,172	488	2,928	5,856
74歳	1,317	7,902	15,804	544	3,264	6,528
75歳	1,471	8,826	17,652	612	3,672	7,344
76歳	1,642	9,852	19,704	689	4,134	8,268
77歳	1,832	10,992	21,984	776	4,656	9,312
78歳	2,043	12,258	24,516	875	5,250	10,500
79歳	2,275	13,650	27,300	987	5,922	11,844

(途中契約の発効日)

第3条 規約第14条(共済契約の成立および発効日)の規定にもとづく、途中契約の申込みによる発効日は、つぎの各号のとおりとする。

- (1) 現金扱は、共済掛金をこの組合(事業本部・支所・事業部)が受領した翌日午前0時を発効日とする。
- (2) 郵便振替扱は、郵便局消印日の翌日午前0時を発効日とする。この場合の共済掛金は、共済掛金請求書(郵便振替用紙)にもとづき郵便局から払込みをする。
- (3) 賃金控除扱は、共済掛金控除が行われた月の翌月1日の午前0時を発効日とする。

(途中契約の1口あたりの共済掛金額)

第4条 規約第54条(共済掛金の額)の規定にかかわらず、払込方法(年払い・半年払い・月払い対象者)ごとの1口あたりの共済掛金額は、発効日の属する月にもとづき、つぎの各号のとおりとする。

- (1) 年払い・半年払い対象者
- (2) 月払い対象者

(共済掛金の不足および過納の扱い)

第5条 共済契約者が共済掛金の払込みをした場合であって、払い込まれた共済掛金が規約第17条(共済掛金の払込み)ならびに第2条(共済掛金の払込方法ごとの掛金額)、第4条(途中契約の1口あたりの共済掛金額)に規定する共済掛金額に合致しないときは、以下の規定とする。

- (1) 共済掛金が過納のときは、その過納分について共済掛金を返還することができる。
- (2) 共済掛金が不足するときは、この組合は共済契約者に対して不足額の払込みを請求する。

なお、この組合が共済契約者に対して不足額の払込みを請求した日から、60日以内に不足額の払込みがされなかった場合は、この組合は共済契約の当該申込みを失効とし共済掛金を共済契約者に返還しない。

(不足共済掛金未納中の共済対象の扱い)

第6条 第5条(共済掛金の不足および過納の扱い)第2号に定める不足共済掛金が払い込まれていれば、当該共済契約における効力発効は当該契約(不足共済掛金が生じた契約)によるものとみなし共済の対象とする。

(共済掛金の払込猶予期間)

第7条 規約第20条(共済掛金の払込猶予期間)でいう共済掛金の払込猶予期間は、掛金納入方法が賃金控除扱(労働基準法第24条協定)および口座振替扱の場合に設けるものとし、以下の規定とする。

- (1) 口座振替扱のときは、更新日の翌月の月末までとする。
- (2) 賃金控除扱のときは、更新日の翌月の月末までとする。

(共済掛金の払込猶予期間の特例)

第8条 前条の規定にかかわらず、つぎに該当する場合は、当該共済契約は更新されているものとして扱うが、掛金が払い込まれた日の翌日から保障するものとする。

(1) 共済契約者が共済掛金の払い込みをしたが払い込まれた共済掛金が所定の共済掛金に不足するときで、この組合が不足額の請求をした日から 60 日以内に掛金が払い込まれた場合。

(共済掛金の払込猶予期間の失効)

第 9 条 規約第 20 条（共済掛金の払込猶予期間）に定める猶予期間を過ぎ、なお共済掛金が払い込まれない場合は、当該共済契約は効力を失い効力発効日に遡って失効する。

(各共済金請求の提出書類)

第 10 条 規約第 21 条（共済金の請求）にいう「細則で定める書類」とは、死亡共済金・障害共済金の種類ごとに、つぎの各号に規定する書類をいう。

【各共済金請求の提出書類】

提出書類	(1) 共済金請求書	(2) 死亡診断書 (死体検案書)	(3) 障害診断書	(4) 被共済者の戸籍謄本	(5) その他の必要書類
共済金の種類					
死亡	○	○		○	○
障害	○		○	○	○

(注) ○は、必要書類。

2 前項の規定にかかわらず、この組合は、前項の書類の一部の省略を認めることができる。

(必要な調査期間を経過したのちに共済金を支払う場合の利息の扱い)

第 11 条 規約第 23 条（共済金等の支払いおよび支払い場所）第 1 項にいう共済金を支払う日が同項に定める期間を経過する日ののちの日であるときは、この組合は、当該の期日を経過した日から起算して、民法（明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号）第 404 条に定める法律利率により計算する利息を付して、共済金とあわせて支払うものとする。

(共済契約の制限)

第 12 条 規約第 6 条（被共済者の範囲）の規定にかかわらず、共済契約者の共済契約がない場合は、配偶者の契約は認めないものとする。

ただし、共済契約者が無資格の場合は規約第 41 条（契約口数の最高限度）による。

2 規約第 11 条（告知事項）第 1 項第 1 号から第 5 号に該当したことがある者が、契約の資格が発生し、2 年以内に契約する場合の被共済者についての最高契約口数は 4 口とす

る。

- 3 前項の規定により契約した被共済者が、共済契約の発効日より1年以内に告知した病名と因果関係のある病気が原因で共済事由が発生したときは、規約第46条（共済金を支払わない場合）第1項第6号により共済金は支払わないが、1年をこえて2年以内に発生した場合の共済金額は、100分の50に相当する額とする。

（資格の特例）

第13条 規約第32条（共済契約の消滅）の規定にもとづき、共済契約者の共済契約が消滅した場合の配偶者の契約については、その共済契約の期間が満了する日までその共済契約を継続するものとする。ただし、規約第28条（共済契約の解約）による解約の場合はこの限りでない。

（共済契約申込みの審査）

第14条 規約第14条（共済契約の成立および発効日）第4項に定める審査は、次の各号に定める条件を満たすものでなければ、その申込みを承諾しないものとする。

- (1) その申込者に係る共済事務をこの組合の事業本部・支所・事業部が取扱うことのできるものであること。
- (2) その申込者が出資金を払込んでこの組合の組合員となっていること。
- (3) その申込みが規約およびこの細則によって定めた制限条項に反しないこと。

- 2 前項の要件に違反することが判明したときは、この組合は、共済契約を取消し所定の手続に従って払込金を返還する。

（共済契約の解約の手続）

第15条 共済契約者は、規約第28条（共済契約の解約）の規定により共済契約の解約を行う場合には、この組合所定の書類に必要事項を記入し、署名押印のうえ、この組合に提出しなければならない。

（被共済者による解除請求時の取扱い）

第16条 規約第31条（被共済者による共済契約の解除請求）第3項の規定により共済契約者が解除請求に応じない場合に、被共済者がこの組合に共済契約の解除を求めるときは、つぎの各号に規定する書類を提出しなければならない。

- (1) 共済契約者に対し解除請求した旨を記載した書類
- (2) 被共済者本人であることが確認できる書類
- (3) その他の必要書類

（判定委員会の設置）

第17条 事業規約、同細則の適用について、慎重な判断と運用を行うために、専門家を含めた判定委員会を設置する。判定委員会の構成および運用については別に定める。

（業務の委託）

第18条 規約第51条（業務の委託）に規定する加盟組合に委託することができる事務の一部の内容は、次の通りとする。

- (1) 共済制度の概要を表記した広告物の配布
- (2) 共済契約者からの共済掛金の集金、およびこの組合への送金

- (3) 共済契約者からの申し出による共済金請求の手続き取次ぎ
- (4) 共済契約者からの申し出による共済契約の変更・解約の手続き取次ぎ
- (5) 共済契約者からの申し出によるこの組合への通知の取次ぎ
- (6) 共済契約の維持管理に必要な構成員情報のこの組合への通知
- (7) この組合の発行する書類の共済契約者への取次ぎ
- (8) 生協加入のための出資金を預かりこの組合へ送金する事務および脱退時における出資金の返戻手続き取次ぎ
- (9) 共済に関する情報提供、諸連絡を含む共済契約の維持管理の事務
- (10) 別に定める教育事業の普及に係る支援

(細則の変更)

第 19 条 この組合は、共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により、細則を変更する必要がある場合等には、民法（明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号）第 548 条の 4（定型約款の変更）にもとづき、この細則にかかわる契約内容を変更することができる。

- 2 前項の場合には、この組合は、規約を変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知する。

(改 廃)

第 20 条 この細則の変更および廃止は、理事会の議決によって行う。

附 則

- 1 この細則の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

附 則

- 1 この細則は、1971 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 1975 年 7 月 1 日 一部改正
- 3 1978 年 4 月 1 日 一部改正
- 4 1979 年 2 月 2 日 一部改正
- 5 1981 年 7 月 1 日 一部改正

ただし、1981 年 6 月 30 日以前に成立した共済契約については、つぎに列記した規定はなお改正前の規定による。

(1) 規約の規定

(共済金を支払わない場合)

規約第 17 条第 1 項第 4 号

(共済金の受取人)

規約第 18 条

(共済金の削減等)

規約第 27 条第 1 項

(2) 細則の規定

(健康でかつ正常に日常生活を営んでいる者の定義)

細則第7条(ただし、故意または重過失による場合は改正後の規定を適用する。)

(共済金を支払わない場合)

細則第9条第2項、第3項、第5項

(共済金の削減)

細則第12条第1項第4号

(共済金額の制限)

細則第14条第1項第3号第4号、第3項

(共済契約の制限)

細則第15条

附 則

- 1 この細則の一部改正は、1983年5月9日から施行する。

附 則

- 1 この細則の一部改正は、1984年5月8日から施行する。

附 則

- 1 この細則の一部改正は、1986年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則の一部改正は、1986年8月26日から施行する。

附 則

- 1 この細則の一部改正は、1992年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則の一部改正は、2002年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則の一部改正は、2010年7月1日から施行する。(2009年度第5回理事会)

附 則

- 1 この細則の一部改正は、2012年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則の一部改正は、2020年4月1日から施行する。(2019年度第7回理事会)

